

1. 平成24年第6回郡上市議会定例会議事日程（第4日）

平成24年12月11日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1 番	山 川 直 保	2 番	田 中 康 久
3 番	森 喜 人	4 番	田 代 はつ江
5 番	兼 山 悌 孝	6 番	野 田 龍 雄
7 番	鷺 見 馨	8 番	山 田 忠 平
9 番	村 瀬 弥治郎	10 番	古 川 文 雄
11 番	清 水 正 照	12 番	上 田 謙 市
13 番	武 藤 忠 樹	14 番	尾 村 忠 雄
15 番	渡 辺 友 三	16 番	清 水 敏 夫
17 番	美谷添 生	18 番	田 中 和 幸

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	鈴 木 俊 幸
教 育 長	青 木 修	市長公室長	田 中 義 久
総 務 部 長	服 部 正 光	健康福祉部長	布 田 孝 文
農林水産部長	野 田 秀 幸	商工観光部長	蓑 島 由 実
建 設 部 長	武 藤 五 郎	環境水道部長	木 下 好 弘
教 育 次 長	常 平 毅	会 計 管 理 者	山 下 正 則
消 防 長	川 島 和 美	郡上市民病院 事 務 局 長	猪 島 敦
国保白鳥病院 事 務 局 長	日 置 良 一	郡 上 市 代表監査委員	齋 藤 仁 司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	池 場 康 晴	議会事務局 議会総務課長	丸 井 秀 樹
議会事務局 議会総務課長 補 佐	河 合 保 隆		

◎開議の宣告

○議長（清水敏夫君） おはようございます。議員各位には連日の執務、御苦労さまでございます。
ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでお願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（清水敏夫君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。
会議規則第120条の規定により、会議録署名議員には17番 美谷添生君、2番 田中康久君を指名いたします。

◎一般質問

○議長（清水敏夫君） 日程2、一般質問を行います。
質問につきましては通告に従いましてお願いをいたします。
なお、質問の順序はあらかじめ抽せんて決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。また、答弁につきましては、要領よくお答えされますようお願いいたします。

◇ 武 藤 忠 樹 君

○議長（清水敏夫君） それでは、13番 武藤忠樹君の質問を許可いたします。

13番 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） おはようございます。議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をまいります。

今回は非常に多くの質問を用意しておりますので、手短かに質問してまいりたいと思いますのでお願いいたします。

最初に、広報郡上についてであります。特に、先日発行されました、この決算特別号について質問してまいりたいと思います。

何回か前に真庭市の特別号をお示しして質問をしましたが、それにこたえていただいた形でこの特別号をつくっていただきましたが、本当に素晴らしい特別号をつくっていただいたなと思っておりますが、何点か気になる点がありますので、それについて質問してまいりたいと思いますが、この編集にかかわられました方々は「ミニ行政パートナー」と呼んでこの特別号の編集作業に取り組んでいただいたとありますが、この編集委員がどのような形で、応募によってという話も書

いてありますけれども5人だけであったのか、この5名の方がどのように選ばれたのかについてお伺いしたいと思います。

なぜかといいますと、非常に郡上に移住して半年とか、Uターンしてとか、そんな形で郡上にUターンされた方、また緊急雇用で昨年から1年以内の方とか、そういう方が編集員の方に見えますので、その方々が大体5人のうち4人ということで、そういった面で非常に偏っているなという気がしてますので、これについてのお答えをいただきたいのとことと、また最後に、「御意見御感想をお寄せください」とありますけれども、この特別号に対して市民からどんな反応があったのかをお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（清水敏夫君） 武藤忠樹君の質問に答弁を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは、ただいまの広報決算特別号の発行に関しましての御質問でございました。お答えをさせていただきます。

まず初めに、編集委員ですけれども、これこそし新年度入りましてから補正予算でもちまして、ミニ行政パートナー事業ということで3つの分野でこうした事業、協働型の事業を起こさせていたのだいたわけですけれども、あわせまして、この7月号の広報でありましたけども、広く市民の皆様にご公募をさせていただきました。それから、あわせてホームページ、あるいはケーブルテレビ等々を通じまして、また7月2日に発足をした市民協働センターにも御相談を持ちかけまして、それ用のチラシをつくって広く公募をさせていただいたということでございます。

一番こうした事業で我々としても心配しておりましたのは、果たして担い手が手を挙げていただけるかどうかというふうなことがございます。他の分野におきましても、少し瀬踏みといいますか、あるかなというふうにはリサーチしたところ、とても受けてもらえる方々がある程度の期間なかったと、こういうことがありましたので、ある意味では広報媒体を一生懸命使って、それから市民協働センターと連携をしてそういう方を公募したということでございます。

その結果は、6名の方がこちらに、やらせていただきたいということで名乗りを上げていただきました。結果として、打ち合わせまでの段階に1の方が辞退をされたものですから5名ということです。広報では3名1チームでやらせていただきますと、1人ではちょっと大変だと思っていたものですから3名程度を想定しておりましたが、5名の方でしたので、これはひとつチームとなってやってもらったらどうかということで、最初のお集まりの機会に御相談をして、それで御了解いただいてこの事業を進めるという協定を結んでいただきました。

編集委員の構成は男性が3名、女性が2人、年齢層では20代の方から70歳代の方までございまして、地域は八幡お住まいの方お二人、大和がお一人、白鳥がお一人、美並のお住まいがお一人と、こういうことでございます。

たまたまこの編集委員の一言の中を見ますと、自分も後から気づいたことでありますけれども、UターンとかIターンが本当に御指摘のとおり多くて、結果としてこうなったということでありまして、例えば10名応募された中から、そういう人を我々として選考して選んだと、こういうことではなくて、たまたま5名の方、応募してくださった方がこういう方であったということでございます。ずっと郡上に住んでみえる方ももちろんお見えですし、Uターンといっても10年以上過ごしてみえる方もありますので、特別な意図をもったものではないということで御理解をいただきたいというふうに思います。

それから2つ目の、反響はどうであったかということでしたけれども、いろいろな我々のホームページでありますとか、あるいはハガキでいただいた方もありますが、その方たちからはひとつ言えることは、大変いい取り組みをされたと。こういう形で若い市民の方がこういう機会を得て広報をつくられたということは大変すばらしいことであったと。ぜひこういう企画をされた市としても、今後とも頑張ってもらいたいということもありましたし、それからもう一つは、主張にやや欠けているのではないかと、中身についていろいろとそうした御批評をいただいて、参考にさせていただくような意見もありました。

また、ふれあい座談会におきましても、御意見がありまして、やはり少し字が小さいということです。読みづらいというふうなこととか、デザイン的にはもう少し物件費というような言葉がまだまだわかりにくいので、せっかく市民がつくれるのであれば、もう少し市の広報とは違ってわかりやすくしてもいいのではないかなと、そんなような御意見もありました。

それから学校の関係は、郡南中学校と、もう一つは郡上東中学校で、そちらからお問い合わせがありまして、教材として使うというふうになりましたので、そういう場面、それから「市長と語ろうふれあい懇談会」につきましては、皆さんにこれをお配りをしまして、もちろん広報でも差し込んで全戸に配布はしておりますけれども、こういうふうなお知らせをさせていただいたということでございます。

なお、反響の中で委員さんのいろんな反省の弁、お話会の中で出たことは、反響が少なかったと、もう少しこれをつくったことにあだこうだというふうに来ると思ったけども、案外そういう声が少なくて、少し自分としてはもう少しあるものかと思っていたと、こういうふうな編集委員のお話もございました。我々としても、精一杯皆様に市の状況をわかっていただくということでの取り組みですので、いろんな方法を用いまして広報の成果が上がるように取り組みたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(13番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） ありがとうございます。

この編集委員の方がこういう形で応募されたということは、私の思いとしては郡上を知りたいなと思ってみえる方が割とＵターンとか、郡上へ戻られた方が郡上を知りたいと思ってみえて、案外郡上に住んでみえる方は知ってるつもりで見えるのかなという思いもせんでもないんですけども。このせっかくつくられた特別号が中学校の教材になったということは非常に嬉しいことですので、そういった形で活かしていただきたいと思います。ただちょっと堅いんですね。前、市長が言われましたように、中学生でもわかる広報をつくるということに関しましては、中学生に今後こういうものを編集していただくということもひとつの手かなと思いますので、これからもう少し研究していただきたいと思いますし、またこうした企画が今後も続けられるものか、またこの編集にかかわられた方と我々も懇談をしてみたいなという思いがあります。議会のほうにも議会だよりという広報委員会がありますので、できましたらその辺と懇談会が設けられたらなという思いもありますので、ぜひそんな企画もしていただけたらと思いますが、できるものでしょうか。

○議長（清水敏夫君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） 今後の企画につきましてですけれども、まず、ちょうどきょうですけれども、今度広報の来年の春、3月議会で御審議をいただきます予算のほうですね、予算特別号というものを発行していくということで、きょうはちょうど第1回目の今夜編集会議を開いていただきます。先ほどいただいた御意見とか、いろんな反響の中にあります御示唆、そういうものを含めて、よりわかりやすい、また市の広報というのは、やはりいづれにしましても基本的な行政情報というものを市民の皆様にお知らせしていきますから、これと重なるところはできるだけ少ないといえますか、そういう意味で市民の独特な見方、あるいはわかりやすいあり方というものをさらに追及をしていただくということが一つでありますし、もう一つは協働型ですので、読み聞かせの会などでこの間もちょうど市長表彰のあった方、グループもありましたけども、そういう意味においては、市政をもっとみんなに知っていただく運動というものを起こしてはどうかと。ケーブルテレビを使ってお話しをする、あるいは地域の中でそういう会を開いていくと、そんなようなことも今御提案をしたり、お話しをさせていただいておりますので、そういう形で今後とも広報の機会を充実させていきたいということですし、来年度以降につきましては、予算特別号の発行を見ながら、また市民の皆様の御意見をお聞きして、いろいろと考えていくことがあると思いますのでよろしくお願いをいたします。

また、市長との懇談というのを先般、これは11月の26日でしたけれども持たせていただきました。編集されてどうでしたかと、編集したことについて市長からのもちろんねぎらいもありましたし、感謝の言葉もありましたが、中に突っ込みまして、いろんな懇談をされました。中には人口問題につきまして非常にこういう冊子までつくって御提言をされまして、来週第1回目の「ITの郡上をつくろう」という懇談会を持つことになりましたけど、そういう方々との出会いもあったというこ

とで、非常に嬉しい今回の取り組みであったなというふうに思っております。ぜひ議会のほうでもそういうことのお呼びかけがあれば、皆さんも喜ばれると思いますので、そういうふうなことが必要であれば、またお話をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(13番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） ありがとうございます。

我々議会広報をつくっているものもいつも思うんですけれども、興味のない方に興味を持ってもらうものをつくらなきゃと思ってますが、もう非常にこの決算特別号、興味のある方にとっては非常にいい特別号になったと思いますけど、興味のない方にも見ていただけるようなものを今後研究してつくっていただきたいなという思いがあります。よろしくお願いいたします。

次の質問に参ります。次の質問は、産業振興であります。これ「B to Bによる産業振興策」というふうに質問を書きましたが、「B to B」、「ビジネス・ツー・ビジネス」ですね。その一方で、「B to C」といった考えもありまして、これはビジネスとコンシューマーといった考えで、「B to B」は企業・顧客にビジネスする。「B to C」は個人を顧客にするビジネス、こんな形ですけれども、郡上市の農林業においては非常にこの「B to C」の面は随分追及されているなど。例えば旬彩直販の道の駅とかそういった市場をつくられたりとか、地産地消といった形で、この「B to C」に関しては非常に進んでいるような気がしますけれども、いわゆる「B to B」、企業を相手にビジネスを行うといった発想が非常に欠けているような気がするわけですが、その必要性も私は感じておりますが、そういったことの郡上市の現状といたらおかしいですけれども、そういったものについて、もし例があるならばお示しいただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長（野田秀幸君） 「B to Bによる産業振興策」ということで、現状はどうかといったようなことでございますけれども、農業の関係におきますと、まず現在、市内の農産物の流通形態は、例えば、ひるがの大根とか、夏秋トマト、ハウレンソウといったものは、農協の系統出荷といったようなことでやっておりますし、それから小規模農家が栽培する野菜につきましては、市内の20カ所にある青空市場や学校給食センターへの出荷と、それから各個人の親戚の縁故販売とか、あるいは市内の農産加工施設への出荷とか、あるいは「B to B」の関係で行きますと、市内の大型量販店への契約出荷といったものがございます。

企業への販売状況は、そうした実態調査というのは実際には行われておりませんので、詳細な部分ではわかりませんが、私どもの農林水産部として掌握しているものにつきましては、「B to B」といったことにつきましては、例えば高鷲の農業生産法人であったり、和良の農業生産

法人が市内の大型量販店といったところへの農産品やその加工品を出荷しておる事例がございます。

また、今度は林業の面でございますけども、林業の面につきましては、現在、市内の素材生産量、これ原木の生産量でございますけども、これは農林事務所の推計でございますけども、年間6から7万立法メートルということで推計をされております。このうち市内の2カ所の原木市場で年間4万立法メートルの原木が取り扱われるといったところから、その差し引きをしまして、残りの2から3万立法メートル、この原木につきましては、素材の生産業者から直接製材工場であったり、あるいは市外の木材市場といったところに流通しておるものと想定がされております。

いずれにしても、民間業者間の取引であるといったことから、具体的な木材の流通経路や流通量につきましては把握していないのが現状でございますので、よろしくお願いをいたします。

(13番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） ありがとうございます。

この「B to B」、これを進めようとするためには、非常に企業に対しての安定供給等が必要になってくるんですね。やっぱりそういった面を踏まえると、もう少し行政的な面でも大きな取りまとめをしていくということの今後の活動が必要だなって気がしますし、また農業・林業、私もおかかわっていますのでそうなんですけども、例えば平均で物を考えるということができないわけですね。

例えば一つの例を言いますと、例えば木材を切ったとすると、その中には3万円で取引されるものもあれば1万円で取引されるものもあるということですね。それをやっぱり平均して物を考えて、3万円のものを3万円で売って、1万円のものは1万円で売るんじゃないに、トータルで例えば2万円なら2万円、1万5,000円といった形で、年間そういったものを供給していくといったビジネスを相手に、企業を相手に商売するというのはそういうことが必要になってくると思うんですね。やっぱり価格の安定、量の安定、そういうことはある意味行政の指導も必要かなという気がしますので、農林業に関しまして、今後郡上市がこれをひとつのメインの産業でありますので、そういった考えをもう少し、農林業にかかわってみえる方に啓蒙していくといったことも必要なのかなという気がしています。

実際のところ、今、林業に関しましては、合板工場へ木材を持っていくわけですけども、それに対しての非常に抵抗があるわけですね。私の木はもっと高く売れるのに、ここに持ってきてしまわれたというような気がするんですけども、そう思われる方もおみえですけども、トータルで物を考えてくださいということは話は私もいつもしているんですけども、郡上市の中で農林業を今後やっていくためには、そういった「B to B」といった考え方ももう少し啓蒙される必要があると思いますので、よろしくお願いいたしますが、こんな企画があるよということがあればお示し

いただきたいんですが、なければよろしいですが、どうでしょうか。

○議長（清水敏夫君） 農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長（野田秀幸君） 確かに「B to B」、これからも大事だとは思いますが、ただそこに行政がどういうふうに関与していくかというのは大変難しいところがありまして、民間でできるものは民間にやっていただきたいと、民間に委ねるといったようなことも基本としてございまして、特に経済活動につきましては、市場原理の優先であつたり公平性の確保といったことから、行政がどこまで関与していくのかというところが大変難しいところがあるところがございます。

ですけども、今後、例えば具体的なことを言いますと、農業で言いますと、例えば大型量販店への市内農産物の紹介であつたり、あるいは市内の農業をやっている業者の紹介であつたりといったようなことにつきましては、商工観光部とも連携しながら、農林業者とそれから企業とのマッチングを支援していきたいというふうなことも思っております。

それからまた木材のほうにつきましては、これは今後、例えばの話ですけども、大規模な製材工場といったものが市内に進出をしてくるということになりますと、木材の流通が活発になると想定がされます。その場合、山元から工場等への直送であつたり、あるいは木材市場経由の流通など幾つかの流通取引が活発に行われるものというふうに考えておりますのでよろしくお願いします。

（13番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） ありがとうございます。

これいつもこういった産業、中山間地の産業の中でいつも成功例として示されるのは、例の上勝町の葉っぱビジネスですね。これもまさに「B to B」だと思っているんです。それにかかわられた方が、たまたまみえたということで、その指導者のおかげでこの葉っぱビジネスも成功しているわけですけども、郡上市もそんな形で何らかの形の中でこの「B to B」といった考えの中で、企業を相手に商売をするんだという考えを持たれて経済活動される方が出てみえることを祈っておりますので、よろしくお願いします。

次に、教育について質問してまいります。この教育、学校教育について、まず質問しますが、でも、学校教育の中で道德教育の現状はといったことで質問の通告をしましたが、きのう同志議員の方々が質問された教育基本法とかそういった高度な話じゃなくて、私自身が思うのは、例えば今学校の成績が優秀であつて、いい大学行って、いいお医者さんになられた。また、いい成績で警察官になられた。例えばそのお医者さんになられた方とか警察になられた優秀な方が、果たして人間的に問題のある方、道徳的に問題のある方がもしみえたとしたら非常に怖い話ですので、そういった形でこの日本の学校教育における道德教育といったものも非常に大切な面かなという思いはしてます。

特に、日本には日本特有の情に訴えたとか、そういった日本独自の考え方といったものも随分あると思うんですね。例えば、これは私が小さいころに聞いた話というか、有名な話ですけども、大岡裁きの話がありまして、1人の子どもに対して2人の母親が出てきて、「私の子どもだ」と言ったときに大岡様が言われたのは、「お互いに手を引っ張りなさい」って。手を引っ張ってとったほうがあなたの子どもですよって、子どもはそちらにということを書いて、2人の母親が子どもの手を引っ張った。当然子どもは痛いですから泣き出す。泣き出したときに、最初に手を放したほうの母親を自分の子どもが本当の子どもならば、泣いている姿を見て手を放すのが本当の母親だと言って、そちらに、大岡裁きとしてはそちらが本物の母親だって、そういう裁きをされたという話を昔聞いたことがありますけれども、多分この話は日本人にしか通用しない話だと思っているんですね。欧米的な非常にこういう話ですと、大岡様が引っ張って取った方があなたの子どもだと言われたら、それは何やって話になると思うんですけども、昔から日本人のそういった情とかそういった感性に対する教育といったものは現状どうなされているのかということも知りたいと思いますので、教育長に質問したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） それでは、日本独特の道德教育という趣旨での御質問だったということだと思いますけれども、その前提として、現在の道德教育がどのように行われているかということについて、簡単にお答えをしておきたいと思いますが。

まず、大きく4つの項目に分かれておりまして、それは自分自身に関することと、それからほかの人とのかかわりに関することと、それから自然や崇高なものに関することと、もう一つは集団や社会に関すること、それに各学年ごとで十数項目から中学校でいいますと24項目の内容があって、それを道德の時間、あるいはその他の教育活動の時間で指導するということになっております。

道德の時間にどのように行われるかということですが、まずは副読本を中心にして教材として使っております。そして指導の方法としては話し合いが中心になります。その中で、どういう生き方が望ましいのかとか、あるいはどういう考え方で行動するのが望ましいのかという、いわばその価値というものを把握します。その把握した価値から、今までの自分はどうかであったかということ振り返ります。そのときに御質問にあったような日本人にとってということ、あるいはある意味では感情、感性をとということになったときに大切なのは、どういう教材を選ぶかということになると思います。そういう意味で、現在は各社の副読本を中心にして使っておりますけれども、今後大事になるのは、副読本、いわゆるその中に例えば文学作品を含めていくとか、あるいはその新聞の記事を含めていくとか、あるいは先人の生き方、伝記、そういったものを含めていくとかということによって、日本人がどのような考えでどのように生きてきたかということを通じていくこ

とが大事ではないかということを思います。

現在、私、少し問題だと思っておりますのは、教材が副読本中心になっておりますので、幅広いそうした教材を選ぶことが十分できていないというの也有あります。そういう点から、改善すべきとしたら、その子どもたちに道徳の教材としての幅広さというものを今後求めていくべきではないかなということを思っています。

それからもう一つ、指導方法が今申し上げた方法で行っていくわけですがけれども、どの内容にとっても同じような方法をとってます。いわば、形にはまっているというところがありますので、時には教師の語りで45分、あるいは50分過ぎるか、あるいは地域に生きてらっしゃる先人の皆さんの生き方をその場で語っていただくとか、そういった方法も今後もう少し積極的に取り入れていくべきではないかなということを思っております。

そしてもう一つは、道徳の時間で学んだことが、実際に例えば体験活動を通して、そのことが正しかったのか、あるいは価値があったのかということをやっぱり実感を子どもたちがするということが大事だというふうに思いますので、例えば集団宿泊訓練ですとか、あるいは職場体験学習ですとか、そういったときに道徳の時間とのかかわりで、もう少し深めていくということが必要ではないかというふうに思います。

そういう意味で、特に今後、子どもたちにとって、地域でのボランティア活動ですとか、あるいは地域の行事に参加するですとか、そういった活動の幅を広げるということによって、道徳的な心情を深めていくということが大事ではないかというふうに思っております。

(13番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） ありがとうございます。

ともすれば戦後の教育、権利は主張するけども義務は果たさないといったことがよく言われるんですけども、そんなことよりも私は日本古来のいろんな考え方をしっかり子どもに伝えていく、そんな意味で、学校の先生方がやっぱり自分の生きざまをしっかりと子どもに見せていくということも必要なのかなという気もしますので、学校教育においては、そんなこともしていただけたらなと思っています。得意な分野で、ギターを得意な先生はギターを使ってでも子どもに語りかけるといった自分の得意なことをやって、そういった先生が案外大人になってからも記憶に残っているものでして、そのギターの好きな先生がギターを弾いてくれたことによってギターを始めたとか、その人のことが思い出されるといったこともありますので、そういった学校教育がなされることを望んでおきますし、次に家庭教育であります。

家庭教育の中で、「褒めて育てる？」ってクエスチョンをつけておきましたが、私自身この褒めて育てるということはわかるんですけども何か違和感があるんですね。それを否定するものでは

ありませんけども、それだけでいいのかなという気がしています。

私は、ちょっと教育長にお聞きしますけども、スイカを食べられるときに、やっぱり塩はつけられますか。卵焼きを焼くときに、私も砂糖と塩と両方入れるんですね。これはやっぱり塩を使うことによって砂糖の甘みが引き立つっていったら、これは料理の基本だと思うんですけども、砂糖ばかりじゃやっぱりだめなんだという気がするんですね。ですから、褒めるだけではだめだという気がして。私みたいに叱るばかりでもだめだということもよく言われますけれども。やっぱり家庭教育の中で母親が褒めるなら父親はやっぱり怖い存在で叱るべきであるなという思いが私はするんです。たまに褒められるからいいんであって、いつも褒められるのは余りよくないなという思いはしているんですけども、その辺の教育長のお考えを伺っておきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（清水敏夫君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） 私、スイカを食べるときに塩は余り使ったことはありませんのであれですが、今お話があったように、やはり褒めることと叱ることというのは、やっぱり両方本当に大事にすべきだということを思います。愛情をもって褒めるということによってやる気が起きてきますし、一方、愛情をもって叱るということによって自分自身を抑えるということも子どもたちの力になるというふうに思います。

それで家庭教育について、叱るというのは一つの方法になりますけども、内容としてやはり大事にしたいということがありますので、そのことについて少し触れさせていただくとすれば、家庭教育というのはやはり全ての教育の基本になります。ですから、家庭教育については現在の社会とつながってなければならぬし、未来の社会ともつながっているものでなければならぬということを考えています。

そういう意味で言いますと、家庭教育、あるいは学校教育でもそうですけども、家庭と学校だけで完結するものではないというふうに考えております。ですから、基本としての家庭教育であるとすれば、一つは命を大事にすること、あるいは健康な暮らしをするといったことについての、いわば生活習慣の基本を身につけるということが一つは大事だと思います。

それからもう一つは、夢や目標を持って生きるという、いわば生き方の基本にかかわること、同時に何が正しくて何が間違っているのか、ならぬことはならぬということも家庭教育の中では大事なことだというふうに考えております。

そういう意味で言いますと、夢や目標を持って生きるということについては、褒めて育てるということは効果的だというふうに思います。ただし、ならぬことはならぬということについては、これは厳しくやはり叱って教えるということも大事だというふうに思います。その両方が相まって人間としての基本的な生き方というのが家庭教育の中で行われるということを思いますけれども、やはり大事なことは、家庭教育というのは日常生活の中で行われますので、親の生き方、あるいは

親も含めた地域社会の大人の生き方というのがそのまま非常に大事になってくるというふうに思います。

ですから、これは教師も含めてですけれども、大人が自分なりの生き方の芯を貫くということが大事だというふうに思っています。それがないと家庭教育に芯というものが通らないというふうに思いますし、そういったことの積み重ねで家風なり校風なりができていくというふうに考えております。

(13番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） ありがとうございます。

つい先日ですが、こんなことがありました。「子どもの泣き声は騒音か」といったことで話題になっているんな議論があったことがあります。私の思いでは、子どもにはマナーモードはついてないよってというのが私の思いでありまして、例えば葬式とか結婚式で本当に赤ん坊とか子どもの泣き声というのは、これはいつも思うんですけども、他人の子どもの泣き声は騒音なんですけど、自分の子どもとか自分の孫の、身内の子どもの泣き声は騒音じゃないんですね。これが私が親として、そういう肉親としてのひとつの限界だと思うんですけども。

いつも私はPTAをやるときにみんなにお話ししたのは、P、親には親の限界があるよ、T、先生、他人ですね、他人には他人の限界があるよ、お互いに限界を知って協力することがPTAの一番の大事な姿ですよということをお話ししたんですが、子どもが倒れたら起こすのは親ですし、ひとりで起きよというのは私は先生の役目だと思うんですが、その辺のことをいつもお話ししてPTAのあり方をお話ししたんですが、担任がやるべきこと、やっぱり身内というか肉親がやること、その肉親も自分ではできないといった限界をやっぱり知るべきことが、私は家庭の中でも大事なかな、他人に任せることを任せていくということが家庭の中でも大事なのかな、何もかも一から十まで口を出す家庭というのは非常に問題かなという気がしてますが、その辺のところ、教育長のお考えあれば伺っておきたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） そのことについて、私も全く同感でして、やはり家庭でやるべきこと、学校でやるべきこと、それぞれに限界もありますし、当然責任を果たさなければならないことというのはきちつというふうにある。先ほど申し上げたように、家庭教育に関しては、必要なことはいわゆるしつけということと言われるように、生活習慣をきちつと身につけることですか、生き方の基本をきちんと身につけるという、そうしたことがまずは大事なことだというふうに捉えております。

(13番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） ありがとうございます。

最後になりました。社会教育であります。この社会教育ですが、ここに書きました。「大人が変われば子どもが変わる」、これは大分前から言われていることですが、私は大人が変わるということは非常に難しいことだと思ってます。私自身も60過ぎた大人なんですけども、今の自分を変えようとするのは、今までの自分を否定することにもつながりますので、非常に大人が変わるということは難しいことであって、古今東西いろんな本の中で、子どものおかげで変わった大人というのは随分話が出てきますけれども、大人が変わるということについて、この「大人が変われば子どもが変わる」といったこの表題をいつまでも使って見えるというのは、私はちょっと違和感を感じてますので、これについての御見解を伺っておきたいと思いますが。

先日の、大分前になりますね、北京オリンピックでも、大人は変わらないから子どもの教育で大人の、例えばマナーを変えようとした中国の政府の話もありますが、私はそれが正しい姿だろうと思って、子どもを見て大人が少しずつ変わっていったら、そんな社会になればと思ってますが、この「大人が変われば子どもは変わる」といった評語をいつまでも使ってみえることについての教育長の御見解を伺えればと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） 実際、私自身も変わるということは難しいということを思っておりますし、幾つになってもなかなか成長してないもんだなと思って日々反省するんですけども。

この「大人が変われば子どもが変わる」ということについて、中身として、一つは大人の子どもに対する見方が変わる、あるいは変えるということが一つは大事だろうというふうに思っております。以前は、中学生を見ても高校生を見ても、決してその評価というのは高くなかったように私は思っております。どちらかと言えば、やや否定的に見られていた子どもの存在があったというふうに思いますけども、最近、中学生の皆さん、あるいは高校生の皆さんを見ても、社会的な活動も含めて、大変積極的な取り組みをしておりますし、いわば社会に対して自分たちが何ができるのかといったところまで考えた物の見方や行動ができているように思いました。そういうふうにならなくていくものであるというふうに大人が子どもを見るということによって、逆に大人自身も子どもに対する見方を変えることができるし、自分自身の見方を変えるということもできると非常に思います。

それからもう一つは、これは全ての子ども、良しにつけ悪しきにつけ、行動には何らかの理由があります。その理由を理解してやるということによって、この子は何を考え、どう生きようとしたということを理解することができます。そのことによって、掛ける言葉も違ってきますし、子どもに対する見方も違ってきます。当然大人自身が自分自身の行動を振り返るということにもなりますので、少し寛容な気持ちを持って、子どもを信じるということで自分自身を変えていくということ

も大事だというように考えております。

(13番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） ありがとうございます。

これは私がいつも座右の銘にしておりますけども、PTAをやっているときに「改革を進めてます」ってお話ししたら、時の県議でありました山下県議が「自己改革なくして改革なし」と言われまして、私は自己改革ができない限り、やっぱり改革はできないんだなという思いがしてます。そんな思いの中で今も進んでおりますが。

次に、最後にお願ひしました「教育から共育へ」、「教え育てる」という字から「共に育つ」、そういった教育に郡上市もなるべきだと思いますし、私自身もそんな教育であるべきだと思いますが、当然これは学校教育、家庭教育、社会教育全てに言えることですが、共に育とうとする大人も子どもも、みんなが教え育てるんじゃないに、共に育とうとする姿っていうものは郡上市の教育にあってほしいなと思うんですが、それについて最後に教育長の御意見を伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） 「共に育とう」とするということについては、基本的に極めて大事だというふうに思っております。特に毎年市内の先生方に私、お願いするのは、教師自身が学び続けようとする意欲、あるいは学び続ける努力しない以上は、子どもの前に立つということは、これはできないというふうに考えております。

そういう意味で、学び続けようとする気持ちがあれば子どもは理解をすることができますし、学び続けようとする気持ちがあれば、子どもの可能性というのを信じることができます。その意味で、とりわけ大人、特に子どもの教育に携わるものは、常に学ぶという姿勢を忘れてはならないと思います。それはあらゆること、自然からも学ぶことができるし、社会からも学ぶことができるし、子どもからも学ぶことができる。それは共に育とうとする気持ち、あるいは感謝する気持ちがなければ、そういった姿勢になるということはないというふうに思いますので、そうした基本的な考え方については、私自身も今後貫いていきたいというふうに思っております。

(13番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） ありがとうございました。

教育といった問題は郡上市の未来にとって本当に大切なことですし、郡上市の明るい未来のために、この教育について私たちも関心を持っていきたいと思ひますし、それぞれが力いっぱい努力されますことを祈念しまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（清水敏夫君） 以上で、武藤忠樹君の質問を終了いたします。

◇ 渡 辺 友 三 君

○議長（清水敏夫君） 続きまして、15番 渡辺友三君の質問を許可いたします。

15番 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） おはようございます。ただいま議長より許可いただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきたいと思います。

まず1点目でございますが、さきに行われました「ぎふ清流国体」、また「ぎふ清流大会」が無事終了し、県下におきましては、天皇杯、皇后杯ともに優秀なる成績を修められましたこと、本当に喜んでおるところでございます。

「輝け はばたけ だれもが主役」ということを合言葉として県下一円で行われました「第67回国民体育大会ぎふ清流国体」と、「第12回全国障害者スポーツ大会ぎふ清流大会」では、この郡上市からも多くの市民の方が開会式、またはオープニングセレモニー等に出演をされ、また個人でもボランティア活動等に協力をされたところでありますが、そして市内全域を回った炬火とフラッグリレーには、市内の沿道から熱い声援があったという様子を新聞等でも伺っておりますが、この郡上市民の今回の国体への協力、また参加を市としてはどのように受けとめて、また把握をされているかお伺いをしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 渡辺友三君の質問に答弁を求めます。

教育次長 常平毅君。

○教育次長（常平 毅君） 「ぎふ清流国体」、あるいは障がい者の「ぎふ清流大会」の開会式とか閉会式にどのような参加があったかというような点についてでございますが、事務局を経由してない分もございますので、全ては把握できてないかもしれませんが、「ぎふ清流国体」、あるいは「ぎふ清流大会」の両開会式のオープニングでは、伝統郷土芸能として郡上おどりが行われました。そこへは当然、郡上踊り保存会の皆さんとか、あるいは公募で集まられた市民の皆さん215名が参加をされたと。

また、「ぎふ清流大会」のほうでございますけども、それには郡上の特別支援学校の生徒さん、あるいは教員——先生の皆さんも加わってその郡上おどりで、165名の参加で行われたというふうに聞いてございます。

また、両大会の開会式とそれから閉会式には、合唱隊ということでコーラスの「混声郡上」の皆さんが参加をされてございます。

また、「ギフとフラッグ」の制作に参加された4名の方が、その開会式でフラッグの保持者ということで参加をされたというふうに承知をしてございます。

こうした市民の皆さんの各方面にわたる参加協力につきましては、郡上市の情報発信ということもございまして、また県を上げて開催した「ぎふ清流国体」の成功に大きな貢献があったというふうに感じておるところでございます。

また、先ほどお話ございました1区間を中学生や高校生を含む10人の走者で、21区間をリレーして行いました、2日間の炬火リレーでございますが、これにつきましても多くの市民の皆さんの参加協力を得ました。そして、沿道からも温かい御声援をいただいたところでございますが、そういったことがその後の国体の開催までの盛り上がりにつながっていったというふうに感じてございます。

そしてまた、競技関係につきましても、郡上市の体育協会に所属します各種競技種目の関係者が、県内の各地で開催されましたいろんな競技に、役員あるいは審判として協力をされてございます。こうした経験は、今後の郡上の競技力の向上とか、あるいは今後の大会運営に生かされていくものというようなことを考えてございます。

(15番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） 大変多くの方が、あらゆるいろんな面で協力されてこの大会を盛り上げられたということでございます。

また、この郡上市におきましては、今回で2度目となります相撲競技が開催をされました。ただいまもございましたように、実際この競技運営に当たられた郡上市の相撲連盟を初めとした関係諸団体の皆様方、本当に大変な御苦労であつたろうということを思っております。無事閉幕しましたことを、盛会で閉幕しましたことに敬意を表するところでございます。

さきの大会、昭和天皇、皇后、両陛下が御来場になって、ここにちょっとそのときのコピーの写真があるんですけども、前の積翠園のテラスへ立たれて、手を振って観客の方にお顔を見せられたということで、町の中を通られるときも本当に歓迎のおもてなしというようなことで、いろんな団体のものが関わりあつたということが、その当時の、前にいただいた冊子ですが、これにも書いてあるわけなんですけれども、当時の記録でも多くの市民や団体が協力して、この国体の雰囲気を一層高め大きな成果を得たと、この記録に書いてございます。

また、今回の大会におきましても、雨天の中ではございましたけれども、高円宮妃殿下、また典子女王殿下が御来場になり、土俵上での取り組みに熱い声援を送って見えました。各県代表の選手等へ、いろんな団体等からの沿道へ花を飾ったりしてのもてなし、また一番の効果といいますか、心は会場内での選手の取り組みへの声援であつたろうと思います。

そのように、この相撲競技大会を側面的に盛り上げがあつた中で、改めて市全体のこの協力体制、また市民が観客として入られたその関心度をどのように受けとめてお見えになるか、お伺いをした

いと思います。

やはり町の中を見ておりましたが、若干その競技が行われた白鳥町あたりとこの八幡町あたりでは、町の中で若干の意識の差があったのではないかなというようなことも思っておりますので、その点につきましてお伺いをしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 教育次長 常平毅君。

○教育次長（常平 毅君） 今御質問がございました、その協力の関係でございますが、この「ぎふ清流国体」相撲競技会の開催までいろんな団体、自治会であるとか、企業であるとか、それから学校各種団体による「花いっぱい運動」による盛り上げ、それから会場周辺の当日までに至る草刈りとか清掃とかそういった協力、それから「こよみぶね」あるいは「ギフとフラッグ」制作などの市民参加と、さまざまな御支援をいただいたところでございます。

また、大会期間中におきましても、市民ボランティアの皆さん、それから郡上高校、郡上北高校、そういった生徒による補助員、それからおもてなしの活動、それから国体の応援花火というような、いろんなことで大会を支えていただいたというふうに思っております。

先般、「ぎふ清流国体」と「清流大会」の協力のあった市内の13団体について、岐阜市で開催されました「国体感謝の集い」という場で感謝状の贈呈がございました。若干ちょっと触れさせていただきますと、先ほどお話をさせていただきました両大会の式典協力として、郡上踊り保存会を初め3団体が、それから花飾りとか食によるおもてなしとか、それから花火によるそういったおもてなしというようなことで5団体が表彰を受けてございます。そして炬火リレーに関しまして1団体、それから先ほど申し上げました郡上高、郡上北高がそういった大会の補助員として協力いただきまして、そういった感謝状を授与されたところでございます。

感謝状はそういったことで13団体にございましたが、先ほども申し上げましたように、この会場の周辺の草刈りとか、それから清掃あるいは歓迎のために団体でのぼりをつくって設置をしていただいたり、それからあるいは企業さんにおいては記念のタオルを作成して配布をしていただいたり、それからお祭りのときに、みこしにそういった大会の機運を盛り上げるためのおみこしを制作していただいたり、いろんなほんとに多くの皆さんの御協力と御支援をいただいて盛り上げていただいたということに対しまして、本当にお礼を申し上げるところでございます。

また、多くの皆さんに会場へお越しいただきまして、全国から参加をした選手を応援していただきました。3日間の延べ入場者数は1万700人ということでございますが、これは先催県の昨年の山口とか、一昨年の千葉県の実績を上回る数字であるというようなことで、ほんとに市民の皆さんの盛り上げと関心度の高さっていうのを実感したところでございます。

先ほど、北部と南部でというお話ございましたが、正直なところ若干そういったところはこれは見受けられたなということはございます。ただ、全体としましては自治会を初め、多くの皆さんに

そういったことで盛り上げていただいたっていうことはございます。

例えば応援につきましても、これは全学校の観戦もいただきました。そういったことで、その北部という地域に限らず、子どもさんが帰っているんな情報も伝えていただいたと思いますが、郡上市内全体として盛り上がりがあったというふうに捉えていきたいというふうに思っています。

今後、こうした活動を通じて深まった地域のきずなとかおもてなし、そういったこと、あるいは郷土を愛するところ、これからの地域づくりに活かしていけたらというふうに考えてございます。

(15番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） 大分、次の質問のほうへ答えが回るとるかなとも思うんですが。

これは質問でないんですけども、ある市民の方から電話があって「会場の売店でお酒は売っとるかな」というお話が来ました。それでこの20回大会のときの写真を見ると、一升瓶を横に据えて観覧して見えるこの地域の方っていうか、お年寄りに見えるんですけども、やはり相撲というやはり日本人古来の文化ということで——今では大相撲のほうはどうも外国勢に大分食われておりますけど——そのことで、やはり皆さんかなりの関心度はございまして、これからのいろんな白鳥で相撲場を使って行われるときでも、もうちょっとPRされると一般の方も入られるのではないかなというふうに思っております。

そうしましたら次の質問に移らしていただきますが。

ただいまもございましたように、郡上高校並びに北高の皆さんがボランティアとして参加をされ、また小中学校の児童生徒さんが観戦等、大会への関わりが多くあったわけでございます。それなりにまた関心も高かったと思いますが、生徒たちはこの国体を通じまして、相撲競技を通じまして、やはりこの地元で開催されるということで、やはり参加された方、観戦された方は、何かを学び受けとめられたことと思いますし、学校側としても何か1つはこういうねらいを持って参加をさせられたと思うんですけども、教育委員会また学校として、教育的見地からどのように分析をされているのかお伺いしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） 大きく2つに分かれると思いますけれども、1つは大会運営に積極的な貢献をするということによって、自信をまず生徒の皆さんが深めてもらったというふうに思います。

とりわけ郡上高校の皆さん、それから郡上北高校の皆さん、630人延べ数ですけども、大会の運営にかかわっていただきました。その中で、プラカード係も含めて、大変熱心に、そして誠実に活動をしていただきました。そういったことについては高く評価できるというふうに思います。

また、最近の高校生の皆さんは大変「仲間とともに」ということを大事にしておりますけれども、そういったことを大会運営の中で、責任者の皆さんとの関係あるいは係同士との関係ということで、

「仲間とともに」ということを実際に活動を通して実感をされたということで、このことについても意味のあったことだというように思います。

また、大会を盛り上げるという意味では、小中学生がこれも積極的に活動をしました。国体のポスターの原画への募集、あるいは応援メッセージのぼりの作成について、こうしたことで学校で学んだことをこうした機会に活かすという意味での意味もあったというふうに思っておりますし、炬火リレーへの参加、それから全日本女子相撲への参加も積極的に中学生が参加をしました。そういったことから、このことについてはある意味では積極性として高く評価できることではないかというふうに思います。

もう一つ、大会へのいわば参観として何を得たかということですが、声援を送るということによって、大変感動的な大会となりました。その中で、市内全ての小中学校30校で2,615人、これは児童生徒の7割に当たります。高学年が中心になりましたので、一部低学年では参観していない子もいますけれども、7割という子どもたちが観戦をし、そしてとりわけ地元の選手には大きな声援を送りました。そのことが好結果につながったということを思います。

また、観戦の出入りについても、私が見る限りでは、非常に礼儀正しい出入りを行っていたというふうに思いますので、そういったことについても大変しっかりとした態度で参観ができたということを思います。

また、一流の選手の競技を間近に見ることができて、率直にこういう感想を述べております。低学年の子ですが、「負けそうになってもあきらめずにやっていたので、私もそうやってあきらめずにやりたいと思いました」。また、ある子は「負けて土俵から落ちた選手を、相手の選手が起こしてあげていたことが心に残りました」、さらに「若林さんの相手は体の大きな強そうなお相撲さんでした。でも、若林さんはその体の大きなお相撲さんを投げました。とてもすごい力にびっくりしました」と。こうした感想を残しておりますけれども、体の小さな選手が大きな選手を負かすとか、あるいは土俵際でもぎりぎりまであきらめないで頑張ると、そういった姿に多くを学ぶことができたというふうに思います。

こうした武道を間近に見るということによって、日本の国技である相撲に興味や関心を高めたと思いますし、そのみならず、スポーツ全般についても興味や関心を一層高めてくれたというように思っておりますので、今後は児童生徒がさらにスポーツに興味や関心を持ち、スポーツに取り組んでくれればということを願っております。

(15番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） 教育委員会ばっか続きますので、ちょっと目先を変えてみますが。

実は6月の議会の一般質問の折に、「夏のおどりシーズンから国体へと続くが、郡上での宿泊の

状況は」と尋ねましたところ、「大会関係者は、まず県が手配をしているけれども、郡上市の相撲競技は白鳥を中心に540人、また国体期間中は八幡を中心に4,000人を見込んでいる」というような答弁をいただいておりますけれども、こういうスポーツ競技大会において、経済的波及効果を問うのはちょっと愚問かもしれませんが、地域においてはどのような効果があったのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 商工観光部長 蓑島由実君。

○商工観光部長（蓑島由実君） 宿泊あるいは経済効果の関係のお問い合わせでございます。

まず相撲競技におきまして、各県からの選手、監督、役員等の宿泊がございました。これについては、岐阜県の合同配宿センターが一括であっせんをしておりますが、その実績数値としましては、延べでございますが2,179人の宿泊でございました。これは北部の大和、白鳥、高鷲の各宿泊施設でございます。

そのほかにこの相撲の関係で、家族とか応援の方、あるいは警備に配属された警察官等の宿泊がございました。こちらのほうは一般宿泊ですので、ちょっといろんな方面へ聞き取り調査をいたしました。あわせて延べ1,990人という宿泊でございました。当初、知らせておりませんでした警備の宿泊の関係、警察官の宿泊の関係が非常に多かったということで、積み上げがございました。

それから相撲のほかに、関市で開催をされました剣道競技あるいはラグビー競技の関係の選手、監督、役員の宿泊につきまして、こちらも配宿センターの関係で、実績として延べ2,011人の宿泊があったと聞いております。

そうしたところで、国体全体を合わせますと市内での宿泊が延べ6,180人ということでございまして、事前に我々のほうで予測しておったものよりもおよそ10%増になったということでございました。

また、地域での経済効果の面、試算をさしていただいておりますが、相撲競技関係では、宿泊あるいは滞在中のいろんな消費等を合わせまして合計で6,260万円。それから相撲競技以外の関係の、先ほどの競技の関係等でございますが、こちらで2,110万円と試算をしております。合わせて8,370万円ほどの経済効果があったんでないかということを試算しております。

（15番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） はい、ありがとうございます。

このように経済効果、そして子どもたちの仲間意識等々、ほんとにこの国体を通じまして、郡上市民の得るものは大きかったと思っております。

第20回の大会では、このコピーにもあるんですけれども、やはり「国体相撲競技運営に対して、各層からの絶大な協力を得て、真剣な努力により全ての係が成功し、国体相撲競技全般を成功に導

いたものとして、郡民一丸となっていかなることもなせばなるとの信念を、国体により一層深めたと信じてやまない」というふうにこの文章が結ばれておるところでございますけれども、今回も無事盛会のうちに閉幕されました相撲競技大会全体を振り返られまして、市長はどのように総括をされているか。

また、きのうも少し出ておりましたけど、合併10年の記念行事というようなことで市民一体感を持ってとか、いろんなことが出ておりましたけれども、こういうふうに賛同し、参加された気持ちを大切に活かしていくには、今後市民のその意識を今後の行政運営にいかにか活かされていくお考えはないか、総括としてお伺いをしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 今回の「清流国体」全体を通じて、またその中で相撲競技会を郡上市で受け持たしていただいたと、こういうことについての評価ということでありますけれども。

いろいろと詳細について教育次長、教育長あるいは商工観光部長から話があったとおりでございまして、私も今回の「清流国体」それから「清流大会」のほうも含めて市民の皆さん、県民の皆さんのほんとに一丸となった取り組みがあつて、非常にいい成果がおさめられたのではないかというふうに思っております。

幾つかの点を上げるとすれば、まず一つは今後のスポーツに対する影響といいますか、そうした意味でも、今回のこの郡上市が相撲競技会を引き受けるに際しまして、これまで中断をしておりました「郡上市相撲クラブ」というようなクラブも復活をして、特に相撲に志す子どもたちの指導というようなものもやっていこうというような動きも出てまいりました。こうしたことも、非常にありがたいことだというふうに思います。

また、今回の「清流国体」では、例えば郡上市出身の各種目の選手や監督が非常に活躍をしたわけですが、その中でも、例えばとりわけ剣道におきましては、成年女子の剣道においては、郡上市大和出身の荻田選手が大将として、また郡上特別支援学校の岡安選手が中堅として出場されるというようなことで、優勝を飾られると、こういうような非常にすばらしいこともありました。

早速、先日荻田選手、岡安選手、あるいは成人男子の川畑選手、そうした方を郡上市剣道連盟が招きまして、少年剣道錬成大会というような形で剣道の振興にも取り組んでおられると、こうしたことも非常に私にはいい効果ではないかというふうに思います。

また「清流大会」では、高鷲の谷口学選手が砲丸投げ、ソフトボール投げで金メダルを取られると、こうしたことも例えば障がいを持ちながらスポーツに励む皆さんの大きな励ましになったというふうに思っております。

それから先ほどから出ておりますように、今回非常にたくさんの皆さんの御協力で盛り上げていただきました。例えば、「清流国体」「清流大会」における、開会式における市民の参加による郡

上おどりの披露というようなこともございましたし、そのほかいちいち一つ一つ列挙するいとまがないほど、たくさんの皆さんに御協力をいただいて、こうしたことがこれからの郡上の地域づくりに大きな財産を残すものというふうに思っております。

また、私は特に今回の国体の運営に当たっては、教育委員会事務局の職員の皆さんの頑張り、そしてまた郡上市の職員の皆さんのスタッフとしての努力というものも大変いい経験になり、しかも私は大きく評価していいというふうに思っております。

例えば、相撲の競技会の進行のための場内放送、こうしたものが非常に高い評価を得ましたし、また職員がいろいろな道筋、道筋の角に立って案内をする姿や、あるいは駐車場の整理に当たってくれる、その他大会の会場にいろんな細々としたことにスタッフとして働いてくれましたけども、そうしたしっかりした取り組みをしてくれたことも、これからの職員の訓練としても大きな財産を残したというふうに思っております。

いずれにいたしましても、今回の「清流国体」「清流大会」のそうしたこれから未来へ向かっての財産というものをしっかり生かした地域づくり、あるいはスポーツ振興等をやってまいりたいというふうに思っております。

(15番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） はい、ありがとうございました。

こういう大会をやったことによって、またより一層郡上のスポーツ、また人間性が高まればというように思っておりますので、またよろしく願いをいたします。

時間がもう少なくなりましたが、2点目に入らせていただきます。

郡上市では、教育委員会の点検評価実施要綱ということで毎年というか、ここ3年ほどこういう評価報告書をいただいておりますが、そこで公民館に関する答申点検評価を市として、当局としてはどのように受けとめてお見えになるか、そして今後の活動の充実を図ろうとされているのか。

実は、平成21年度からは新公民館体制が取られております。そこで活動費が補助金から交付金へとされ、各地域公民館の自主活動の重視と、また今年からは専任主事が設置をされまして、生涯学習のより一層の推進に努められておりますけれども、過去3年間の点検評価に対して、当局はどのように受けとめて見えるかという点でございますが、後ろのほうの、ここで「全体に高く評価をできるとされておる中においても、全ての公民館が諸団体とのまだ協力体制が整備されていない」とか、「公民館はまだ旧町村時代からの公民館の考え方の違いがあるように感じておる」というようなことでございますが、この辺について、やはりだたこうやって評価を受けておるだけでは何もありませんが、少しでもよくなるように努めるべきだと思っております。

この市民連携によるふるさとづくり、人づくりの点の評価についてもBとCというようなことで、

かなり評価の点では落ちるのでないかなというふうに思っておりますが、この点につきまして御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 教育次長 常平毅君。

○教育次長（常平 毅君） 今ほどの御質問でございます。

教育委員会の活動状況とか、事業の達成状況について、21年度から自己評価をさせていただき、それをもって第三者の点検評価員から意見をいただいて、報告書にまとめて、議員の皆様にも報告をさせていただいております。

その中で、その3年間の評価では、公民館につきまして、旧町村時代からの考え方の違いがあるように感じているというような御意見をいただいております、地域コミュニティーを高めるように、今後とも自治会と公民館が協力しあって、粘り強く推進してほしいという意見をいただいたところでございます。

実際、現状としましては、そういった旧町村の活動状況はやはり一挙に改善できるものでもございませんし、その旧町村時代の体制というのはいろいろ違いがございます、それを逆にその公民館の活動の特色として活動をしていただければいいかなというふうに思っております。

現状としましては、いろいろな活動内容ございますが、今までもそれぞれの公民館の歴史とか活動の実績がございます。そういったものを継続していただきながら、今現在それぞれの公民館が持っている課題に対して、ほんとに今前向きに取り組んでいただいているなということを思っております。ですから、正直申し上げまして、ある程度の期間を持って見ていただきたいというふうに思っているところでございます。

また、今年度から地域コーディネーター役として、八幡地域以外に6名の公民館専任主事を配置していただきましたが、これにつきましても、すぐにそういったことで結果を求めていくものではないというふうに考えてございまして、その日々の業務の積み重ね、あるいは経験でもって、今後とも期待をしていきたいなというふうに思っております。

また、自治会との連携につきましては、公民館の審議会の中に自治会長さんもメンバーとして加わっていただいたり、それから分館におきましては——分館イコール自治会と思っていただいて結構なんです、そういったところから公民館主事を選任していただいたりというようなことで、連携を図らせていただいております。

（15番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） ちょっと3点ほど手短かに質問させていただきますが、今の館長、また今年度から設置されました専任主事でありましても、やはり市民、そして地域住民のためにいろいろと努力されるわけですが、その辺での専任主事、主事補となるとなかなか研修に出て来ってい

うことは無理かもしれませんが、主事さんぐらいは——ぐらいはということは大変失礼ですが、ある程度年に何回とか、公民館活動の基本の研修会はやられてもいいんじゃないかというふうに思っておりますのと、もう一点、今までである八幡の公民館なんかですと、これまでも八幡公民館で定年退職というような年齢制が引かれておる、そんなようなこともお伺いするんですけども、それについてほんとにその公民館専任主事さんが年齢がきたから定年、せっかくそれまで身につけてこられた公民館活動というものを、年齢で切ってもらっていいものかっていう点があるわけなんですけれども、その辺についてお伺いをしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） 専任主事については、毎月専任主事会を開催しております。そこで研修を重ねて、各公民館の活動内容が充実するような、あるいは活動方法がよくなるような努力をさせていただいています。

それのほかに、地区公民館あるいは地域公民館の活動の内容を考慮したり発表したりという機会も、今後もう少し積極的に設けていきたいと。お互いにいいところを学び合いながらそれぞれの公民館の活動を高めていくという、そういう方法でもって公民館の活動をさらに活発にしていきたいと思います。

その専任主事のいわゆる65歳ということですけども、これはいわゆる基準の中で65歳未満というそれに準じておりますけれども、今後は、特に専門的な知識あるいは技能が必要とされている職でもありますので、人事課等と協議をしながら、それぞれの地域あるいは公民館の活動の状況に応じて、どういった勤務が可能かということについては検討を重ねていきたいと思っております。

（15番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） もう時間はございませんが1つだけ。

公民館というと、やはり地域住民の自主的活動となってくるわけなんですけれども、交付金だけではなかなか自主的事業は進めていけないと、活発化されていけないということがあると思います。先ほどの地域からの、自治会からの負担等、各公民館の公民館費というものを、八幡の場合ですと一戸当たり幾らというふうに納めておるわけなんです、その辺については郡上は市として統一されているのか、どこも取って見えるのかどうか、その点についてを。

○議長（清水敏夫君） 教育次長 常平毅君。

○教育次長（常平 毅君） 公民館費についてでございますが、八幡地域におきましては徴収をされてございます。そのほかの地区公民館については、公民館費として各世帯から徴収はないんですが、ただ自治会から各分館に公民館費として出されてる分は地域によってはございます。

ですから、これは統一されてなくて、その公民館ごとに活動に応じて、事情に応じて徴収をさ

れているということでございます。

(15番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） やはり住民のために行う公民館活動ですし、郡上市も大変財政厳しいというようなこともございます。交付金ばかり当てにするのではなく、やはり自主的、自主財源でもってという公民館活動も今後必要になってくるかと思いますので、その点よろしく願いを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（清水敏夫君） 以上で渡辺友三君の質問を終了いたします。

それではここで暫時休憩をいたします。再開は11時10分を予定いたします。よろしくお願いいたします。

(午前10時54分)

○議長（清水敏夫君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時09分)

◇ 田 中 和 幸 君

○議長（清水敏夫君） 18番 田中和幸君の質問を許可いたします。

18番 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） 議長から質問の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

私はまず、外国人登録参政権ということで質問をさせていただきます。

2012年7月9日から外国人登録証が廃止となり、新しく在留管理制度がスタートしました。この新しい制度は、3カ月以上滞在ビザを持って来日する外国人に対して、日本人と同じ住民登録をして住民票を付与し、国民健康保険証も付与するという内容です。つまり、住民票をもらえるということは市民になるということであり、参政権にも一部ではありますが影響してくるものと思われます。

日本国憲法第15条では「公務員を選定し及びこれを罷免することは国民固有の権利である」と定めてあります。このことから、日本国民には憲法上選挙権が保障されております。同時に国民固有の権利と明記されているため、外国人に付与を行うのは憲法違反となります。選挙権の取得には日本に帰化し、日本国籍を取得することが必須となると、日本国民参政権の中にうたってあります。

そこで質問といたしまして、現在郡上市内に在住する外国人、成人で何人おられますか。次に、また在住する外国人で、国別にどこの国が成人で一番多くて何人かをお尋ねします。もう一つ、3番目に住民基本台帳では、外国人をどのような見出し方をされているのか、それとも専用の台帳

があるのか。以上３点についてまず質問をいたしますのでお願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 田中和幸君の質問に答弁を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 今議員言われました、７月９日に住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録制度の廃止ということでございますが、ここにおいては内容、目的においては、まず外国人と日本人の同居世帯が同一世帯として記載されない等の状況であったものを解消するということで、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加えたということでございます。

そこで、外国人の皆様における住所表示が、外国人登録原票及び外国人登録証であったのが、住民票及び在留カードに変わったということでございます。

それで御質問の３点でございますが、まず１点目の外国人の皆様、成人が何人の方が見えるかということですが、314名でございます。

また、２点目において国別でということでございます。中国の方が217名、またフィリピンの方が36名というのが最も多いところでございます。

３点目の、外国人の皆さんをどのような見出し方をされているのかということでございますが、これは外国人の皆様も日本人の皆様も同じデータベースで保存しておるということで、外国人専用のシステムは別にあるわけではございません。

その住民票のデータの内容においては、通常日本人の皆さんの場合は、氏名とか生年月日、性別、世帯主、続柄、住所、本籍、筆頭者等が記載されておるということでございますが、外国人の皆さんの違うところは、氏名の別にまた通称名というものがございます。また、本籍の代わりに国籍、地域ということでございます。またそのほかに、法第30条の45に規定する区分というのは、中長期の在住者というような形のものとまた在留資格等々——在留資格っていうのは、在留カードとかいろいろございますが、そういう在留期間の満了の日とか、そういうことが記載されてございます。

そこで外国人の皆さんと、また日本人の皆さんでは、そういうような書き方の中で、住民票の中で区別をしておるという状況でございます。

（18番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） はい、ありがとうございました。

それでは次の質問に入ります。

日本国民の参政権の中に、外国からの帰化人の参政権、いわゆる選挙権ですが、日本国籍取得者、帰化人は日本人と同様の参政権、選挙権、被選挙権を持つとあります。既に日本に帰化をしている日本国籍取得者は、国政選挙、地方選挙権をともに持っており、参政権は全面的に認められています。よって、日本国籍取得者と帰化していない在日外国人とは、区別して考える必要があるとその

ように解説をされております。

また選挙管理委員会では、3カ月以上その市町村の住民基本台帳に記載されている満20歳以上の日本国民とあります。選挙管理委員会が参政権を付与するのであっても、住民基本台帳は市長の権限であると思いますが、ここで帰化されていない外国人、住民票もあり、また国民健康保険証もあり、市民である人たちに、この差し迫った今、国政選挙ですが、どのように対処されているのか、これを質問いたします。ここはひとつ市長さんをお願いしたいと思いますので、お願いします。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、ただいま田中議員の御質問されております、いろいろな制度の変更ございました。これまでは外国人の方を市町村において、外国人登録法によって把握をしていたというのが、ことしの7月から住民基本台帳法という日本国籍を持った我々日本人と同じ住民基本台帳法で住所関係、住民関係の把握をするというふうに制度が改正になったということであって、これまでも外国人登録法によって、郡上市に住所を有するということで把握をされておったわけですから、郡上市の住民であったことには全然変わりはありません。今、7月以降もその住所関係等を把握する方法が、台帳が一本化をされたということだけでございます。

したがって、このことといわゆる参政権の問題は全く別個の問題でございまして、住民基本台帳法によって管理をされることになったから、何か外国人の方に新たに参政権が生ずるのではないかというようなことはございません。

先ほどの、帰化をされた方は外国人ではなくて日本人でございますから、先ほどの参政権等は当然認められるわけですが、住民基本台帳法によって把握をされることになったからといって、そのことによって外国人の方に何らかの参政権が生ずるというものではございません。

それで、参政権の問題につきましては、先ほどお話がございましたように、幾つかの根拠になる法律、憲法があるわけですが、先ほども読み上げられました憲法の第15条の第1項によって「公務員を選定し及びこれを罷免することは国民固有の権利である」とこう書いてございますので、これは憲法学上も国民というのは日本国籍を持った人、日本国民のことというふうにされております。

したがって、この憲法の規定に基づきましてまた公職選挙法においては、先ほどもお話ございましたように、国政選挙の選挙権を有する者は満20歳以上の日本国籍を持った国民ということでございますし、地方自治体の議会の議員や長を選ぶことのできる選挙権は満20歳以上の国民であって、地方自治体の場合は、当該市町村に3カ月以上住所を有する人というふうに規定をされているわけでございます。

したがって、今回の国政選挙においては、従来とそういう住民基本台帳法によって管理をするというものの制度的な変更はございますが、国政選挙の選挙権を有する者は、日本国籍を持った国民

であって満20歳以上という方でございますので、衆議院選挙差し迫っておりますけれども、これまでと扱いは従来何ら変わることがございません。

それから、1点つけ加えておきますと、この日本国憲法においては「公務員を選定し及びこれを罷免することは国民固有の権利である」とこういうふうに書いてございますので、現在の日本国憲法あるいは公職選挙法や地方自治法にも「日本国籍を持った者が地方自治体の選挙権を有する」と書いてありますが、こうしたことは全ての外国人に参政権を、与えることを日本国憲法が禁止をしているのかどうかということについてはいろいろな説もございますし、最も近い最高裁の判例では、平成7年に地方参政権については、日本国憲法は「公務員を選定したり、罷免したりすることは、国民固有の権利である」と書いてありますが、一定の外国人に地方参政権については、与えることについて憲法が禁止しているわけではないと。しかし、そのことは与えるか、与えないかは立法政策上の問題であると、こういう判例を出しております。

この判例についてもいろいろ批評もあるわけですが、そうした判決に基づいて、これまで地方参政権については一定の定住外国人に対して、これを付与するかどうかということについては、これまでも国会等で法案が出されたりしていろいろ議論がされているところではございますが、この問題については決着がついていない、そういうところでございます。

繰り返して申し上げますが、今回の国政選挙において、この住民基本台帳法上管理をされることになった外国人の方に対して、新たに参政権等の問題で疑義が出たり、新たに変わるということは一切ございません。

(18番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） 大変わかりやすく説明をいただきまして、ありがとうございました。

次に、国籍条項がない選挙において、現在も外国人が選挙権を持つ選挙には一部住民投票条例があり、滋賀県の米原町を初めとして全国で約200以上の自治体が、外国人の住民投票権を認める条例を制定したということがありますが、郡上市においてはこういうことをどのようにされているのか、また例規集にうたってあるのか、例規集も大変分厚いのでちょっと目を通してわかりませんので、質問をいたします。

○議長（清水敏夫君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 今の御質問の中で、まず選挙と住民投票条例ということでございますが、まず選挙とは、投票など定められた手続きに従いまして、特定のポストにつく人を選出するというようなことでございました。また、住民投票条例というのは一般的に、その地域の非常に重要な問題に関して住民による直接投票を定める条例ということで。御解釈のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

それで御質問の、郡上市では住民投票条例については、現時点では制定されていないという状況でございます。今後においては、今現在検討しておる住民自治基本条例等の制定の検討をしてでございますが、その中で検討することが考えられるということでございます。

(18番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） それでは、また次の質問に入ります。

公職選挙法において、自治体の選挙管理委員会が管理する選挙であっても、公職選挙法が適用されない選挙には国籍条項はないとあります。それには、例えば農業委員会、海のことでありますが海区漁業調整委員会の選挙、また土地改良区の総代選挙、住民監査請求、住民訴訟などにも国籍条項はないとあります。

これらについて、どのように対処されるのか、特に農業委員会の選挙については、非常に関心の高いところでありますので、どうされるのか。外国人にも、日本で農業に従事している人が大勢あります。郡上でももちろんあります。住民票ができるということは、市政全てのことにかかわってくると思いますので、以上を質問いたします。

○議長（清水敏夫君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） それでは農業委員会の選挙にはどうされるのかという御質問でございます。

まず、農業委員会の選挙による委員でございますが、これは農業委員会等に関する法律に基づいて、公職選挙法の準用による選挙によって選出されるということでございます。公職選挙法の中では、日本国民であることが選挙権及び被選挙権を有するための重要な要件となっております。

そこで、農業委員会の選挙における委員の選挙にあつては、外国人に対しても選挙権が付与されるかについては、公職選挙法第9条及び第10条、あるいは地方自治法の11条でございますが、この中で規定がされているような日本国民でなければならないという旨の明記はございません。

また、その農業委員さんの地位でございますが、やはり行政上重要な権限を行使する地方公務員であると、その性格が重要な一面としては、農業者の社会的利益の代表者たる地位であるということと、また事務の取り扱いでは、農業委員会の所掌する農地事務等に関しては、外国人の皆さんも日本人の皆さんと同様に取り扱いを受けているということでございます。

これらのことをいろいろ勘案しますと、その地位からこの外国人を排除すべき特段の理由は認められず、外国人も日本人と同じく農業委員会の選挙による委員の選挙権及び被選挙権を有する者と解するのが妥当であるというふうに思っております。そこで、外国人であっても農業委員会の要件に該当すれば、選挙権や被選挙権があると考えてございます。

この要件としましては、選挙が行われる農業委員会の区域内に住所を有する者であることとか、

年齢が満20歳以上の者である。また、都府県にあっては10アール以上ということで——北海道においては30アールでございますが、その農地につき耕作の業務を営むものか、耕作の業務を営む者の同居の親族またはその配偶者、または10アール以上の農地について、耕作の業務を営む農業生産法人の組合員、社員または株主ということでございます。

(18番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） 外国人登録の参政権については以上で終わりますが、次の質問に入ります。

高齢者雇用安定法の改正ということで、65歳までの定年制はということですが、厚生労働省は平成24年8月成立の、高齢者雇用安定法の改正について、急速な高齢化の進行に対応し、高齢者が少なくとも年金受給開始年齢、または意欲と能力に応じて働き続けられる環境の整備を目的として、高齢者等の雇用の安定等に関する法律、すなわち高齢者雇用安定法の一部が改定されました。平成25年4月1日から施行をされます。

もう、すぐ目の前に迫っておりますが、今回の改正は定年に達した人を引き続き雇用すると、継続雇用制度の対象者を労使協定で限定できる仕組みの廃止などを内容としております。この改正は、定年の65歳への引き上げを義務づけるものではありませんとありますが、企業向けのものとは思いますが、公務員もそれに準ずるものと思います。

ここで、郡上市職員の定年等に関する条例を見るときに、（定年）第3条「職員の定年は年齢60歳とする。ただし次の各号に掲げる職員の定年は当該各号に定める年齢とする」とあり、「医療業務に従事する医師及び歯科医師は年齢65歳」とあります。

そこで質問ですが、国家公務員の定年延長に向け、人事院がまとめた新人事制度の素案では、公的年金の支給開始年齢引き上げに合わせて、現在は60歳の定年を2013年度から——来年ですが——3年ごとに1歳ずつ上げ、25年度に65歳とする。人件費の膨張を防ぐためとあり、60歳を超える給与は年収ベースで50歳代後半より約3割削減し、60歳になると管理職を外れる役職定年制も導入するとあります。

そこで、郡上市の定年制について、平成何年度ぐらいまでにどのような段階で定年制を改正されていく計画があるのか、また最終65歳までにはいつまでにされるのか、そういったことを質問いたします。お願いします。

○議長（清水敏夫君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） ただいまの雇用の延長の問題につきましては、長年公務員制度改革あるいは年金制度改革の中で、いわゆる今日のような高齢社会における高齢者の雇用の問題、あるいは就業構造の多様化でありますとか、雇用の流動化等、そうしたさまざまな条件をめぐることに対しての課題の一つということとして、長年検討されてきておることでもありますけれども。

特に、この60歳をさらに延長していくということにつきましては、我々がいわゆる郡上市の雇用のさまざまな条件としておる、そのよりどころの人事院勧告というのがありますけれども、平成19年の人事院勧告におきましても、公務員の高齢期の雇用問題について検討を進めるということが表明をされました。またそれ以降、公務員の高齢期の雇用問題に関する研究会においては、やはり一つは年金との問題もあるわけでありますが、平成25年度から段階的に公務員の定年年齢を60歳から65歳に引き上げていくべきであろうと、こんなようなことがありまして、実際人勧におきましては、21年のときに年金支給開始年齢の引き上げにあわせて、平成25年度から定年年齢を段階的に65歳まで延長することが適当であるとされる、そういう報告が出ておるような経緯をたどっております。

また、今議員御指摘のとおりでございまして、国家公務員が、我々が準拠すべき制度となりますけれども、やはり「国家公務員制度改革基本法」というのが平成20年の6月に施行されておる中で、再任用というあり方、この制度が明確に示されましてその措置を講ずるということと、定年は具体的に65歳まで引き上げていくというふうな方向が出されたわけでございます。

そこでそれを経まして、ただいまの御指摘のとおり、民間の企業を含みましての高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正がこの24年8月に成立をみておるところでありますし、また、「国家公務員の雇用と年金の接続に関する基本方針」は、ことしの3月に出されております。

そこで地方公務員の、我々のこうした問題についての取り組みにつきましては、国も自治体のあり方につきましては、いろいろな調査をされておる中でありますけれども、国におきましては、特にいわゆるフルタイム勤務というものを希望される場合には、翌日からフルタイムで新たに再任用という制度ですので、常時勤務を要する官職にあらためて採用すると、こういうことになるわけでありますけれども。

自治体にさまざまに調査されたところによれば、そうした問題は基本的には、いわゆる任命権者が一定の選択権を持って決めていくことではないかと。特に問題としましては、一つは小さな自治体においては、再任用のポストがそんなにあるものではない、あるいは一方では新しい職員を雇用するということについては、再任用を義務化された場合には、その両立がなかなか自治体としては困難であると、こういうふうなことも自治体からは声を上げてきておるわけであります。

こうしたことを受けまして、現時点における夏のこの8月時点ですけれども、「地方公務員の雇用と年金の接続に関する制度概要」というのが総務省から示されたわけでありますけれども、国と違う点の一つ、地方自治体においてはこの意見も踏まえて、地方公共団体の再任用の場面においては、短時間勤務の再任用もこれを採用、選択できるというふうにして、自治体のこうした選択権の一定の付与を配慮されたと、こういうふうな状況がございます。

しかしながら、地方公務員法の改正法案というのが先般の国会で提出される予定でありましたが、国会の解散でこれは提出に至らないということもありますし、最終的には、現在国においてそうし

た検討が具体的に最終的に進められております。

しかし一方では、我々地方公務員のいわゆる年金制度、退職共済年金につきましても、平成6年と平成24年の改正を持ちまして、既に65歳から支給されるというのが、これは昭和36年4月2日以後に生まれた者については適応になるということ決まっておりますので、そうしますと始まりは平成25年、昭和28年4月2日以降に生まれた者、いわゆる来年度をもって退職される方から1歳ずつ3年ごとに年金が上げられて引き上げていくということになりますから、そうしますとこの制度の設計につきましても、早急に取り組まなくてはならないということとなると思います。

来年度のうちに、半ばぐらいには、こうしたものを国の方針を見きわめながら、郡上市としても制度をまとめていく必要があるというふうに考えております。

以上です。

(18番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） はい、ありがとうございます。

次に、2013年4月から厚生年金の支給年齢の開始年齢が段階的に引き上げられます。これについて、定年制との関連はどのようにされるのか。今少し説明もされましたけれども、ほかにあれば改めてお願いします。

○議長（清水敏夫君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） ただいまのこととほぼ関連するわけでありますけど。

最新の情報としては、平成24年11月26日付で総務省自治行政局公務員部公務員課高齢対策室長名で通知がありまして、地方自治体においては平成25年度の定年退職者等については、現行の再任用制度により公的年金支給開始までの間、退職者本人の意向も十分踏まえ、可能な限り雇用の継続を図るように配慮することと、そしてそのために所要の条例制定措置を取ることと。

実は郡上市は再任用に関する条例はあります。合併時点からありますが、ただいまの制度の変化、改正を含めた設計をせよということでありまして、さらに雇用と年金の接続を図るとともに、いわゆる再任用制度の職員への周知、それから退職予定者の意向把握、それから再任用職員を充てる職の検討、そして再任用ポストの確保等、こうした準備を始めなさいということが11月末に、現在来ておるということでありますので、こうした取り組みをきちっと進めていかなければならないというふうにして今準備をしておるところでございます。

(18番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） それでは次の質問に入ります。

そこで定年制を引き延ばせば、それだけ職員の採用者数にも影響してくると思いますが、新採用

について、その点についてどのように調整をされていかれるのか、その点についても質問いたします。

○議長（清水敏夫君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） やはり、現在定員適正化計画の中で、いわゆる総人件費の抑制をしていくために、職員の削減という取り組みをしておる中でございますので、こうしたいわゆるやめて減員となるところが、やめられずに伸びていくという時代がこれから来るわけですから、それは少なからずの影響を受けるということになります。

特に、新卒、新規採用者ということは、郡上地域のそれはもう社会福祉から、雇用から、経済からいろんな場面、あるいは自治体の運営についても非常に大事なことであります。そういうふうにかねて考えますと、やはりそのことを思って新規採用職員をぐっと圧縮してしまうわけにもいけないということがありますので、これから考え方の中で一つは、やはりフルタイムと短時間勤務ということが一つは選択ができるということになりましたし、現在ある職種の中でどういう部分を充てることによって、現在執行しておる人件費の一部が抑制されてそこに回すことができるかというふうな、あるその職の探り出しといいますか、そうすべき職というものを今後の課題として検討していかなければならないというふうにして考えております。

そういうことの中で取り組みを進めさせていただきますので、また御指導いただきたいというふうに思います。

（18番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） もう時間が迫ってまいりましたので、もう一点だけお願いします。

医師及び歯科医師については、現在既に65歳となっておりますが、こういう特殊な職員の方についても今後改正されるのか、その辺をお尋ねします。

○議長（清水敏夫君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） 医師及び歯科医師の定年のこの年齢につきましては、現行制度でも65歳ということとしております。

これは国家公務員に準じ、準拠したものでありますので、これらの職種の定年延長については、現在改正するという予定はないということでございます。

（18番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） はい。ありがとうございました。

もう時間がありませんので、ここで一般質問を私はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（清水敏夫君） 以上で田中和幸君の質問を終了いたします。

昼食のため、暫時休憩をいたします。再開は午後 1 時を予定いたします。御苦労さまでした。

(午前 11 時 49 分)

○議長（清水敏夫君） それでは、各位には苦勞様でございます。休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 0 時 59 分)

◇ 古 川 文 雄 君

○議長（清水敏夫君） 10 番 古川文雄君の質問を許可いたします。

10 番 古川文雄君。

○10 番（古川文雄君） 失礼をいたします。議長さんより発言のお許しをいただきましたので、3 点につきまして質問をさせていただきます。

1 点目でございますけれども、来年度予算編成の方針と重点・予算規模でございます。

現在、来年度予算編成に向けて、関係部局を中心にヒアリング財政調整が行われているところであるというふうに思っております。日頃は、郡上市の財政の健全化に向けまして、市長さんを筆頭に各関係皆様方の御尽力に触れまして、健全化に御尽力をいただいておりますことに対しまして、感謝を申し上げるところでございます。

特に、昨今の超円高等によりまして、企業の製造部門の統廃合、海外流出等で市内の厳しい経済、雇用環境にあると思っております。公共事業も縮減される中で、思い切って基金も有効に活用いただき、経済対策事業、生活基盤の整備事業等を積極的に進めていただきまして、郡上市の経済を元気にしていただきたいと強く願うところであります。

来年度予算編成に向けまして、特に合併10周年を迎える記念すべき年でもあります。市長さんとして、具体的に方針と重点・予算規模、主な取り組み事業、事項についてどのようにお考えられ、指示されているかお尋ねをいたします。

また、このような経済環境の中で、来年度の市税を初めとして、概算の税収、交付税をどの程度と想定をされているかお尋ねをいたします。

1 点目、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 古川文雄君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います。

現在、平成25年度の予算編成に向けて、各部でいろいろ作業を進めてもらっておるわけでありまして、すけれども、現在、御承知のように大変国政も流動的といえますか、そういう状態にありますので、

今回の衆議院総選挙を通じて国政の枠組みがどうなるかということによっても、かなりこの財政の問題の扱い方というものも変わってくると思いますので、大変大きな変化があるかもしれないというようなことを思いつつおるわけではありますが。それはそれといたしまして、いわゆる郡上市のこれまでの財政運営の基本的な考え方からいたしますと、来年度は大体どれくらいの予算規模にすべきかと、というようなことをいろいろ検討しておるわけでございます。

現在のところでございますが、あくまでも現在のところ、平成25年度の一般会計の予算規模はおおむね275億円前後というふうに考えておるところでございます。これは、平成24年度、今年度の肉づけ予算、肉づけ後の予算でおおむね280億円でございますので、それよりは少し、これから1歩1歩財政を平成31年度へ向けて、絞っていかなければいけないのかなというような思いの中でそういう1つの数字を持つとるわけでございますが。これはしかしながら、先ほど申し上げましたようにこれからいろんな国政の動き、そういうものにおける財政、地方財政の考え方もそうですけれども、そういうものの変化の中で変わってくるかもしれませんが、現在のところ大体275億円前後というふうに考えておるところでございます。

それだけの予算を組むための財源でございますけれども。市税のほうですが、今年度平成24年度は、市税収入の当初予算額が48億7,500万円という予算を一応立てておりました。そういうことでございますが、来年度の市税収入、いろいろな要素を勘案しておりますけれども、ほぼ今年度の当初予算額と同じ程度、現時点でおおむね48億9,800万円程度と見込んでおるということでございます。これは、少し増加を見ておりますけれども、これは、たばこ税の県分と市町村分の取り分の変更がございまして、そういうような関係で若干たばこ税の増収というようなことも加味をした数字でございます。もちろん現時点で、当初対比ベースでの話でございますので、実際は今回の議会で補正予算を組ましていただきましたように、今年度平成24年度の市税収入は、法人市民税の約5億円の増収というものがあつたわけでございますので、恐らく24年度の実際の市税収入額と比べると、来年の市税収入額はそれだけは落ちるといいますか。当初対比で、若干の伸びが見込める程度というふうに考えておるところでございます。

また、地方交付税でございますが、これこそ国の地方財政対策でどうなるかということで流動的でございますが、今のところ現在の政権のもとでの概算要求額は、ほぼ地方交付税の総額は昨年度より出口ベースといえますか、少し落ちる程度というふうに思っておりますが、ただ今度は郡上市においては、その地方交付税の見込みにおいては、この前も申し上げましたけれども、ことしのその法人市民税の増収分が恐らく来年以降調整をされるという問題がございまして、少しそういう意味では普通交付税は、少しその辺のことを加味しなければいけないのではないかなというふうに思っております。少し、したがって、地方交付税の全国の総額が、ほぼことしと同額ぐらい、あるいは同額より少し少ないぐらいというふうになるとした場合に、郡上市の普通交付税は、今回の

その法人市民税の増収分が、来年度の基本財政収入額に反映をされることから少し落ちるのかなというふうに思っております。

そういう中で、予算編成をしていくということになるかと思いますが、基本的な予算編成の考え方は、来年度、平成25年度は合併10年間の最後の1年間というふうになるわけでございますが、ずっと私が申し上げておりました市民の「安全・安心・活力・希望」と、こういった4本柱、あるいは現在持っております総合計画の後期基本計画にのっとったような、いろいろな施策を展開してまいりたいというふうに思っております。

まだ、詳細を詰めておりませんので、あまり具体的なことは申し上げられませんが、基本的な問題として、例えば市民の安全・安心という防災と、あるいは消防といったようなことの施策としては、移動系の行政防災無線の一波統合というような事業、あるいは消防の指令センターの主要機器の更新であるとか、というような問題。あるいは、今、取りかかっております八幡中学校、大和中学校の中学校の耐震補強、改築といったようなことを急いで進めてまいりたいというふうに思っておりますし、それから経済面においては、現在、いろいろと企業誘致等について折衝をしておりますが、そういうものにめどが立てば、思い切った企業誘致施策のための予算措置と、いうようなものもやらなければいけないというふうに思っておりますのでございます。

また、引き続き、特に子育て支援といったようなことも考えてまいりたいというふうに思っております。

また、来年度の新規の事業として、今、伝統的建造物群の保存地区を指定いたしまして、国の重要伝統建造物群の選定を待っております、八幡の北町地区等について、そうした重伝建の選定がいただければ、国の補助金等も活用できるようになりますので、そういうものを活用しながら、その重伝建地区といいますか、伝建地区のいろいろな貴重な建物のといいますか、住家の整備というようなことについても、できれば第1歩を踏み出していきたいというふうに思っておりますのでございます。

また、あとこの昨日も議論になりましたが、合併10周年の記念関連の事業等についても、考えてまいりたいというふうに思っておりますのでございます。

そして最後ですが、そういうようないろんなことを考えていかなければならないと思っておりますが、性質別経費の中での投資的経費につきましては、来年度も通常債の起債枠の25億円ということとを、一応堅持をしていくということを考えておりまして、その通常債の起債枠25億円から逆算をいたしますと、おおむね来年度の投資的経費は45億円前後を軸にして、考えていかなければならないかなというふうに思っておりますのでございます。

以上でございます。

(10番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 古川文雄君。

○10番（古川文雄君） 細部にわたりまして、御答弁いただきましてありがとうございました。

いずれにしても、特に来年10周年の記念すべき年に当たるということ、またそれぞれの10年間いろいろ検討してまいりました建設計画等々におきまして、それぞれの部分での配慮の部分が出てこようかというふうに思ってますが、いずれにしても今こんなふうで、御支援頑張ってくださいとおるんですけれども、いまいち郡上全体の元気というものに対してもっともっと必要じゃないかなと、いうように思っておりますので、やはりその中で郡上が元気になるような経済対策やら生活基盤事業等々ですね、計上いただきますことをお願い申し上げまして1点目の質問を終わらせていただきます。お願いいたします。

それでは、2点目の質問でございますけれども、企業の統廃合・規模縮小等の状況と雇用確保対策についてでございます。

最近、皆様方御存知のように美濃加茂市の大手企業ソニーの来春の工場閉鎖によりまして、約2,160人の雇用が失われるというように言われておりますけれども、そんな中、美濃加茂市を初め、県上げて支援策に取り組まれているところであるわけでございます。

このように最近の企業の状況を見てみますと、グローバル化と超円高、低賃金等によりまして、東南アジア、ヨーロッパ、ロシア、メキシコ等への海外進出が著しい状況の中で、国内では空洞化し、美並町内の約350人の従業員がおられます某企業におきまして、最近になりまして派遣社員の方々が全面的にカットされるなど、大変厳しい雇用状況にあります。美濃加茂市の出来事は、他人事ではなく市内企業においても大変危惧をいたしております。市内における企業の統廃合、海外進出等による規模縮小、雇用の現状等をどのように現状を把握されておられるのか、あわせて市内企業の統廃合、規模縮小に歯止めをかけるための情報収集・対策等はどのように取り組まれているのか、お尋ねをいたします。

企業側から工場の移転、規模縮小等の発表があつてからでは遅いわけでございまして、できることなら常日頃、会社訪問等初め企業の幹部との連携、連絡を密にさせていただきますことと、いざその情報を得た段階で食い止めることも不可能ではないというふうに思っております。現在の経済環境を踏まえますときに、企業誘致も大事でございますけれども、企業誘致以上に現状を維持、確保、支援対策が重要と考えますがいかがでしょうか。

また、企業誘致専門員の方もことしの夏から就任をされてございまして、大変期待をしておるところでございます。新たな雇用、経済対策面での企業誘致導入等の取り組み、進捗状況はいかがなお尋ねいたします。

2点目、よろしく願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

商工観光部長 蓑島由実君。

○商工観光部長（蓑島由実君） お答えします。

一般的な市内企業の状況について、まず最初に申し上げますが、郡上市では3カ月ごとに市内の各種の業種の事業所を、108社を対象にしまして、経営、雇用の情勢調査というのをずっと続けてきております。

その直近の、この8月9月10月の3カ月の調査回答いただいたものによりますと、前年の同時期と比較をいたしまして、売り上げが減少したと答えていらっしゃる事業所は40%、変動がないという企業が44%、売り上げが増加したという企業が11%と、こうした回答を受けております。

また、その資金繰りについてどうかということですが、苦しくなったと答えておられるのが31%、それから変動がないという、答えておられるのが62%、そして資金繰りが楽になったと答えておられるのが1%と、というようなことでございます。その中で、やはり製造業について減収の傾向というのがどうも見られておるというところでございます。

製造業においては、これまでも長引く景気の低迷とか円高の影響、あるいは大震災の影響等を随分受けておまして、そうした関係から親会社とか、関連会社さんからの受注が減少してきておる。そうしたことも、減少もずっとあったようでございます。ことしに入っても、一進一退ということでございますけど、中国情勢の悪化とか、いろいろな影響もあって、なかなか快方には向かっていないということでございます。

1点、円高につきましては、この10月の下旬までは78円代前半というような非常に高い円高が維持されておりましたが、この11月下旬からは82円代の前半というようにところで推移をしてきております。きのうも82円34銭というような、4円ほど前から比べると安くなったということで、少し関係の企業、業界では一息ついているというような、そうしたマスコミ情報も出ているところでございます。いずれにしても、今後も企業にとりましてはいろんな外的な負の要素を持って、将来に不安を抱いている、そうした企業というのが少なくないということでございます。

あと、企業の統廃合、縮小等歯止めをかける、そうした情報収集等のことについてでございます。

多くの企業幹部と直接に面談をして、率直に意見を交換したり、経営の状況お聞きをして、市や商工会としてできるそうした支援とか、対策を図るということは非常に大事だと思っております。市内には、3,000を超える商工業者がいらっしゃいますし、従業員50人以上の企業というのも31社に上っております。その中には、大企業で支社とか、あるいは地方工場というような形態のところもたくさんあるということです。正直にしまして、私もこれまで企業訪問いたした経験から申しますと、企業の幹部の方、直近のそうした事業の、今、傾向とか、あるいは好不況のそうした話題についてはある程度話してくださるんですけど、内部のその経営事業とか、あるいは本社筋のそうした意向など、その核心部分についてはまずほとんど語っていただけません。我々の突っ込みも、

努力も足りないかもしれませんが、やっぱりそうした本音の部分というのは、なかなか披瀝されないというところがございます。

目下のところ、その個人の事業所で、そうした休業とか、廃業とかを考えておられて、商工会として対応をいろいろさしていただいておりますというのはございますけど、多くの従業員を抱かえるそうした市内企業で、そうした撤退とか、大幅な縮小というような情報は、今のところは聞いておりません。

今後も、もちろん適宜、会社を訪問させていただいて、いろいろな情報交換をさせていただきたいと思いますし、また、商工会と一緒に、いろいろな研修会、あるいは意見交換会、あるいは交流会等の場では、ぜひそうした情報を得るような努力を続けていきたいと思っております。

そして、各方面のそうした情報に広くアンテナを、常にアンテナを張っていることが大事かと思っております。

そして、懸念される案件がもしわかりましたら、商工会とともにとにかくスピード感を持って、そうした対応のアクションを取っていきたいということを考えているところでございます。

あと、企業誘致専門員についてでございますが、前の議会でも一部申し上げましたが、土岐市在住の高木さんを市の企業誘致専門員に委嘱をしまして、一緒にやらさせていただいております。高木さんの、これまでの長いそうしたその分野での経歴、それから現在も民間会社でそうしたいろいろな複数の企業の開発等の担当をしてやっておられますけど、そうしたところからいろいろな情報をいただいて指導をいただいているところでございます。

具体的には、郡上市へもこれまで4回来ていただいて、市のトップとの意見交換会、あるいは市内の工業団地とか候補地の現地視察をやっていただいたり、また、直接担当部署に指導をいろいろいただいておりますし、また、随時でございますけど、電話とか文章、ファックスでいろいろなやり取りをしておりまして、本当に心強い相談相手を得ていると思っております。

直近の活動で申しますと、例えば昨年からは懸案になっています、名古屋の企業へ高木専門員が訪問をされたとか、あるいはそうした会社の信用調査関係の情報なども市へいただいたりして、ともに企業のそうした立地の意図を探っていくような、そうした活動も行っているところでございます。

また、蛇足でございますが、今月21日には議会の産業建設委員会の皆様と、高木さんを招いて意見交換会もやらしていただくというような予定もございます。

(10番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 古川文雄君。

○10番（古川文雄君） 細部にわたりまして、御答弁ありがとうございました。

今、特に郡上の8月から10月の売り上げも約40%ほど減少しておると、今、御答弁もいただきましたが、そんな中で、やっぱり特にこの情報というのは、郡上だけの原因じゃなくて、円高の関係

も、社会的な関係もひっくるめてございまして、また国の今回の経済対策の部分も随分影響してこようかと思ひますし、その分かなり関連すると思ひますけれども、まずやっぱり、今、地元の各企業さんとのいかにやっぱり連携を密にして情報を得ていくかということにつきましても、やっぱりいいことは聞かれると思ひますけれども、出たくないことは出されんと思ひますし、いかにその辺は努力いただひながら、また、人間関係も築いていただひながら、できるだけやっぱりそんだけの情報を得ることが、やっぱり重要なことでないかなというふうに思ひておりますし、それが原因によりましてやっぱり雇用も失われる、ひいては税収にも大きく影響をする、非常にこれ大事なことで思ひておりますので御努力いただひたいと思ひますが、そこら含めて市長さんのほうの今の話の中での取り組みも、また今後の方向について伺ひたいと思ひますが、よろしくお願ひします。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 基本的な考え方として、確かに市内の既存の立地企業、こうした企業の動向を的確につかむということは非常に大切なことだというふうに思ひておりますので、私もできる限り努力はしたいというふうに思ひます。そうした経営幹部の皆さんとお会ひをすると、日頃からそういう接触を深める必要あるというふうに思ひております。

ただ、なかなかお会ひする機会がこれは積極的につくらなければいけないわけですが、少ないのが現状でありまして、例えば古川議員などにおかれまして、その地元の企業とのいろいろ接触もおありかと思ひますので、また、そういう形で情報を得られましたら、ぜひ私どもにも提供をお願ひしたいというふうに思ひます。

それから、今、いろいろと企業誘致については、商工観光部長がお話をしましたようにいろんな形で、今、懸命にやっております。企業誘致につきましては、なかなかデリケートな問題もござひますので、あまり詳細には申し上げられませんが、懸命にこれまでの懸案となっております企業誘致等について努力はしておりますので、御理解をいただひたいと思ひます。

（10番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 古川文雄君。

○10番（古川文雄君） どうもありがとうございました。

今後におきましても、私たちも地域の情報を得た段階で、市長さんと一緒になって努力をしてまいりたいと思ひておりますので、どうぞよろしくお願ひをしたいと思ひますし、特にもう1点やはり今、先ほどらいも、きょうも出ておりますように、やはり企業におきましても65歳の定年制というようなことは、企業内またいろいろ団体においても、かなり、今、進められてきておるわけですが、反面ますますこのことは進むことによりまして、この不況下の中でいわゆる若い方々の職場というのが、確保がますます困難になってくるということが、非常に今、現状も出ておりますし、ますますこれがそのことによりまして、ふえてくるんじゃないかというふう

てます。やっぱり、今後、担ってくれる若手の職場確保のためにも、ぜひとも、今後ともより一層よろしくお願い申し上げまして、2点目の質問を終わらせていただきます。

それでは、3点目の質問でございますけれども、自然エネルギー買取制度を活用した財源確保対策でございます。

東日本大震災とともに、原子力発電が議論されます中、自然エネルギーの見直しが行われ、太陽光発電、小水力発電等が急速に進んでおるところでございます。

また、昨年一般質問で太陽光発電設備への市の補助制度につきまして、御要望を申し上げましたところ、その年度内に早速市単独の補助事業化を市長さんのほうで御配慮いただきましてありがとうございました。

ことしの7月からは、電気の全量買い取り制度がスタートいたしまして、全量買い取りの太陽光発電設備では、10キロワット以上の設備が対象となるというふうに聞いておりまして、1キロワット当たり42円で20年間固定金額で電力会社が買い取りすることを義務づけられまして、大変効率的なことだというふうに思っておるところでございます。

岐阜県におきましても、遊休土地でありますとか、公共施設等を活用しまして、民間企業と連携し、全量買い取り制度を活用した太陽光発電設備が設置されてきておりますとともに、全国各地で遊休土地を活用して太陽光発電設備事業が急速に進められておるところでございます。

そのような状況の中で、市内におけるこの事業普及状況はいかがでしょうか。あわせて、郡上市の公共施設、また公共施設の屋根の活用を初め、市所有の大面積な空き地、遊休地が多くあり、その土地を活用して民間企業と連携した自然エネルギーの取り組みにより、市の厳しい財源の一部を少しでも確保できるというように思いますが、いかがでしょうか。

3点目よろしくお願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

商工観光部長 蓑島由実君。

○商工観光部長（蓑島由実君） 私のほうから、普及状況等についてお答えをさせていただきます。

中部電力と、その売電契約を結んでおられますそうした事業者ですが、あるいは一般家庭ですが、この平成24年の3月末現在では一般家庭が179件、そして事業所関係が2件だったわけですが、この直近の10月末現在では、一般家庭で220件、そして事業所が2件ということでございまして、特に一般家庭では41件の増ですか。大変、普及が進んでいるというところでございます。

また、郡上市はおっしゃいましたように住宅用太陽光発電システムの設置の補助事業をやっておりますが、そちらの関係で申しますと、これは去年の10月から初めておりますが、10月から秋に向かってというようなことで、3月までの半年間で6件ございましたが、この24年度は4月からこの11月まで8カ月間で22件申請認定をしているということで、こちらも大変普及が進んでいるところ

でございます。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 後段の御質問の、郡上市においても太陽光発電のために公共施設の屋根であるとか、あるいは空いている遊休の土地があれば、そうしたものを貸し付けて、少しでも財政の収入の確保を図ってはどうかと、こういう御質問でございますが、基本的にはもしそういうことが可能な施設があれば、そうしたことをやっていくということについて、検討をしたいというふうに思っております。

ただ、郡上市の場合に日照時間の問題等もあり、あるいはまた屋根の利用ということについては、やはり基本的には積雪地帯にある公共施設については、一定の耐えうる積雪深というものを超えた場合には、例えば学校の体育館であるとかそういうようなところは、やはり基本的には屋根の雪下ろしをすると、屋根に登って雪下ろしをするということが必要になりますので、そういったことをきちんと吟味をしなければいけないというふうに思っております。

また、今回こういう20年間の固定価格買取制というようなもの出てきておるわけでございますが、そうしたものが、今後、太陽光と再生エネルギーが供給量として総量で大変多くなった場合に、通常の電力に転換をされる場合にどこまで耐えうるかという問題の中で、それが同じような条件で更新をされていくということはなかなか難しい面もあり、そうした場合には確実に公共施設等の屋根等から撤収、撤去をしてもらうというようなことについても、確実性を担保しなければならないといったような問題もございますので、いろんな問題を検討しながら可能であればそうしたことも考えていきたいというふうに思っております。

また、市有地についても、土地についてもそうでございますが、現在のところ、ここが太陽光発電として提供し得るというような形で、公募をするような感じのところというのは、なかなか難しいというのは現状でございますけれども、今後もそうした可能性というものも潰さずに考えてまいりたいというふうに思います。

（10番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 古川文雄君。

○10番（古川文雄君） これにつきましても、細部にわたりまして御答弁いただきましてありがとうございました。

いずれにしても、先ほども申しましたように、かなりやはり全国各地でも進んでおりますし、郡上市内でも企業関係者の状況を見てますと、かなりこの太陽光発電設備等々につきまして、かなり意欲的に取り組んでおられるのかなということを、かなり情報的には聞いております。そんな中で、やっぱり今市長さん言われたような課題は当然あるわけでございますけれども、もう1つは20年間という縛りもある部分もございますけれども、やはりせつかくのこういう制度があるということ

とあわせまして、やっぱりこれによりまして厳しい財政事情の中で、少しでも効果も出てくるという一石二鳥ですね、効果も生まれるというふうに思ってますので、ぜひともこの機会に、前向きに御検討いただき、より財政にもプラスになってくるという方向とあわせまして、遊休地もやっぱりこの機会に、更なる見直しをいただきながら検討をいただければと思っておりますので、そのことをお願い申し上げまして、3点目の質問を終わらせていただきます。

以上をもちまして、細部にわたりましていろいろと御答弁ありがとうございました。いずれにしましても、このように経済関係非常に厳しい状況でございます。

また、あわせまして雇用も非常に厳しい環境下でございます。少しでも郡上が元気になるようにお願い申し上げまして、一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。よろしく申し上げます。

○議長（清水敏夫君） 以上で、古川文雄君の質問を終了いたします。

ちょっとここで突然で恐縮ですが、ちょっと議長一身上の都合で暫時副議長と議長席を交代いたしますので、皆さんの御承認をいただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（武藤忠樹君） それでは、会議を再開いたします。

◇ 山 川 直 保 君

○副議長（武藤忠樹君） 続きまして、1番 山川直保君の質問を許可いたします。

山川直保君。

○1番（山川直保君） 失礼いたします。通告に従いまして、質問をさせていただきます。

大変、午後の皆様方お疲れのところ、大変1番眠たいお時間になりまして、恐縮ですけれども、質問させていただきます。

まず、1つ目といたしまして、郡上市の青少年育英奨学金貸付条例の改正と、そして就学資金に係る利子補給制度制定の必要性について質問をさせていただきます。

まず、青木教育長にお伺いをいたしますけれども、この奨学金貸付条例につきましては、9月議会の一般質問におきまして、田中康久議員が奨学金制度の更なる充実を求めまして、あらゆる角度から制度の拡充、その必要性について述べられました。

また、入学金等の一時金貸付制度についても、田中議員が努力されてきたことはさかのぼる議事録等でも確認をさせていただいたところでございます。

今回、私の質問も同じく奨学金貸付制度の見直しと拡充、そして新制度の提案をいたしたいと思っておりますけれども、執行部の具体的かつ前向きな答弁をいただけることに期待をいたしたいと思いま

す。

さて、こうした奨学金制度は子育て世代の市民にとって、なくてはならない制度でありまして、切実な事情を抱かれる市民が、教育行政へのそうした期待と熱い願いであるということを察しているところでございます。

また、今日における我が国のまた本市のこの経済の低迷、そして就業機会の減少、また、雇用待遇の悪化など大変厳しい状況のもと、経済的理由によりまして就学経費の捻出に苦しむ家庭は市内におきましても、多くみられるのが現状だと思います。

本市においては、奨学金貸付条例があるもののその貸付額は1年に60万円以内を限度としております。特に、私立の大学とか、そして短期大学、そして専門学校に至るその学費は約年間百数十万円以上今かかりますし、それに加えて生活費も照らし合わせてみますと、十分に足る制度に至っていないのは現状だというふうに率直思いますね。

市が設ける奨学金貸付制度は、民間の金融機関の貸付とは違ひまして、その家庭の財産や、そして経済的な裏付け、または担保能力などが貸付の基準を満たす直接の条件ではなくて、より生活が厳しい家庭を支援するための制度であります。

ですから、今後は制度の内容のうち貸付の月額などの増額も含めまして、更に充実をさせる必要があると考えますが、所見をお伺いいたします。

○副議長（武藤忠樹君） 山川直保君の質問に、答弁を求めます。

青木教育長。

○教育長（青木 修君） それでは、奨学金制度の見直しと充実についてお答えをしたいと思いますけれども、最初に郡上市の奨学金制度の役割についてお答えをし、それから奨学金制度の内容の見直しと充実の可能性について、順繰りにお答えをしたいと思います。

まず、役割ですけれども、郡上市の青少年育英奨学資金の制度は、日本学生支援機構の奨学金、あるいはそのほかの奨学金の対象とならなかった生徒、もしくはその対象とはなったんだけど、更に支援が必要な生徒を該当者としておりますので、そういう意味で現在の奨学金制度として額として制定してますのは、高校生としては月額15,000円以内、それから大学生は30,000円以内を貸し付けております。

参考までに申し上げますと、来年度大学へ入学する、もう既に予約として日本学生支援機構にいわば採択をされている数、これ百分率で申し上げますと、郡上高校の場合、無利息あるいは有利息も含めて97.8%になっておりますし、それから有利息の入学時の増額、いわば郡上市でいいますと、その一時金に当たるものですが、これが100%になっています。そうしたことを踏まえまして、この制度を利用する生徒の数はそれほど多くないのではないかというふうに思っております。

そこで、郡上市の場合、所得制限は設けておりますけれども、いわば他の奨学金との併用も認め

ておりますので、そういう意味では非常に利用しやすい制度として私たちは評価をしております。

そこで、議員がおっしゃったように、確かに現況の経済状況も含めて、生活状況は非常に厳しいものがありますので、仮にお話のあったように年間の授業料100万円と想定をし、また月々の生活費を10万円と想定すると、220万円ほどの出費というようなもんがありますから、この奨学金で全てを賄うとは到底無理な話だということを思います。

そこで、奨学金の増額の可能性ですけれども、これを学生支援機構の額、いわば公立で6万4,000円、それからこれは無利息の貸し付けの場合ですけれども。有利息の場合だと、月額12万円ってなっておりますが。このレベルまで仮に増額をしたとすると、現在の原資では当然足りませんので、人数を減らすということが必要になってきます。そうすると、貸し付け制限を厳しくせざるを得ないと。

もう一つ、条例の範囲内で、つまり、1万5,000円を2万円に上げ、3万円を5万円に上げたとなると、一般財源から幾らかの繰り入れをするっていうことによって、それは可能になってきます。

したがって、私たちの現在の段階で最も現実的に可能な方法としたら、条例いっぱい、高校生であれば2万円、それから大学生であれば5万円というように増額するということについては、これは可能性のある問題ですので、現在高と今後どれだけの資金をそこへ繰り入れればいいのかということを検討しながら、できるだけ増額については図っていききたいというふうに思っています。

(1 番議員挙手)

○副議長（武藤忠樹君） 山川直保君。

○1 番（山川直保君） 私が、なぜこうしたことを申し上げるといいますと。

9月の議会に田中議員が質問の中で、市長答弁で、貸し付け制限を緩和して、内規では生活保護基準の約2倍までを認めることとしたと。これは、ほんとに、そのことは高く評価されることだと私は思いますね。

条例上の月額5万円、大学生であれば、年間60万円。60万円でもなかなか足りないと思うんですけれども。

教育委員会からいただいた資料の中で、平成16年合併以来約8年間で7,634万円の貸し付けがされている。そして、その後17年から23年までの7年間で2,043万1,000円の返還があると。しかも、まじめにまじめに返していただいて、まず滞納がないということなのです。この8年間で7,600万円を貸し付けられた。1年間で割ってみますと950万円です。やっぱり、こうした借金というのは、どんな借金もあるんですけど、この教育に対する借金は普通の借金じゃないと思うんです。

なぜならば、例えば、事業に投資して借金を負った、つらい借金だ。もしくは、また人にかぶせられた借金を負わされてる人もいる。そんな嫌な嫌な借金もある。しかし、この教育に対しての借金というものは、自分の子ども、我が子が学びたい、もっと上の学校へ行ってもっと頑張りたい、

そういう気持ちを親が酌んで、徹夜してでも共働きをしてでも何としても出してあげたい。いわゆる夢をかけた借金なんです。

市長、郡上市の一家のおやじとして、1年に940万円ずつのそうした子どもの資金です。まじめに返していただいてるんです。もっともっと、子どものためならいっぱいつける、こんなことをしても僕はいいと思います。意見だけを述べておきます。

次に、日置市長にお伺いをしていきたいと思います。同じく奨学金制度におけます私の提言であります。

通常の学生や専門学生を持つ一般家庭は、民間金融機関の教育ローンなどを利用されている方が多いと聞きます。私たちの世代、私の身近な友達から聞くと、まず何かのローンをしてみえます。これは、少数の話ではないんです。今の時代では大衆のことなんです。ただ、私の友達で岐阜におる友達がこないだ出会いましたら、「僕は2人の大学生を借金せずに出したわい。」、何か自慢してるように聞こえました。そんな方はごくまれなんです。

ですから、まず、市当局は、一度そうした実情を各金融機関に聞いてみる。聞いてみたことありますでしょうか。聞いてみたり、また各教育委員会は家庭にそうしたアンケート調査を行って、プライベートなことだけでも、ローンをしてるかしてないか。そのようなアンケート調査をとられて、どれくらいの方が教育費に困っているのか。その把握に努められたいと思います。

そこで、私が提案したい制度は、市として優秀な人材を育てる目的からも、経済的就学困難な学生、生徒に対して、現行の制度に当てはまらない家庭に対して、市独自の就学資金に係る、どこかのローン借りたりしたときの利子の補給制度を、制定を望みたいと思います。これは、やっている自治体もありますし、大学も人寄せにやってるところもあります。それは、目的はいろいろありますけれども、日置市長に御所見をお伺いいたします。

○副議長（武藤忠樹君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います。

現在、非常に大学等への進学率というものも非常に高くなっておりまして、親御さんの願いというのは、ぜひ子どもたちを希望に沿って学びたいだけ学ばせてやりたいという気持ちがあろうかと思います。

御提案の、その教育ローンに対する利子補給というような御提案、あるいは、またそもそも郡上市で市民の皆さんがどの程度の教育ローンをお借りになってるかというようなことについて調べたことがあるかと、こういうようなことでございます。

まず、教育ローンをどの程度利用しておられるかということについては、教育委員会のほうから市内の金融機関等について情報の問い合わせをしてもらったところではありますけれども、おおよそ

何件ぐらいというお答えをされたところもありますが、営業上の情報ということではっきりした件数をお答えいただけなかったところもございますので、正確にはわかりませんが、ある一つの金融機関の件数から推察しますと、山川議員がお話しになってるように、かなり教育ローンは活用されているというふうに推察できます。

その際に、この教育ローンについての、ローンでございますから、いずれは親御さんあるいはその当の進学をされた方が返還をするということになるかと思いますが、その、せめて利子分だけでもとこういうことでございます。

利子補給というのも、やはり一部分は、いわゆる奨学金には給付型と貸付型とあって、そのうちのこういうローンに対する利子補給ということになりますと一部分給付という形になるかと思えます。

そういうことでありますので、これを仮に実施をするとした場合には、どのような要件のローンについて、あるいはどのようなことを確認しつつそうした利子補給をするか。あるいは、そういう利子補給の対象の方には、将来どのような形で郡上市で活躍していただくかというようなことを検討をする必要があらうかというふうに思います。

今、新年度の予算編成に向けていろいろ検討しておりますし、先ほど、私も新年度の予算編成の一つの重点的な項目が子育て支援ということを申し上げましたので、御提案の趣旨を十分踏まえて、前向きに検討させていただきたいと思えます。

(1 番議員挙手)

○副議長（武藤忠樹君） 山川直保君。

○1 番（山川直保君） 前向きの検討をされるという御答弁、ありがとうございます。

こうした大学が、今、少子化によって、そうした生徒集め、そのためのこうした利子補給制度等をやっておるところもありますし。そして、自治体でもやってるところもあります。その目的は完全に違っておりまして、大学はほんとに人寄せのためです。そういうことが多いです。しかしながら、各自治体というものは、本当にその地域の郷土を愛するそうした子どもたちを育てたい、そして成功してほしい。また、この自分たちの自治体にまた協力してもらいたい、そのような願いがあってのことだと思えます。

それこそ、日置市長、市にあります指定金融機関、そして、市内、地元根差した金融機関、そして郡上市に入ってきております地方銀行、そうしたところの支店長、理事長などと、どういふもんやろ。ちょっと、金利も抑えながらほんとに郡上市のためにお金を貸してやってくれよと。そして、そのうちの2%のもし利子なら、3%の利子なら、郡上市が1.5持ってもええで、というふうにして、もっともっと地元の金融機関を活性させる。金融機関にもっともっと貢献させる。そして、それが郡上の経済のスパイラルとなって回っていく。それも一つの方法であると。経済循環がそこ

に生まれるんじゃないかということも思います。ぜひ、御検討をお願いいたします。

続きまして、大項目の3番目の質問に移らさしていただきたいと思います。

認可地縁団体制度についてお伺いをしてまいります。

1点目といたしまして、市内には地縁団体は30以上あるとお聞きしております。仮に、市内の自治会等が認可地縁団体の創設を市に申請し、各町内などの集会施設または合併時につくられましたこの財産区、そして市の持つ土地などを無償もしくは有償で譲渡を願い出た場合、どのような方針を持たれるか。

また、その際、特にお聞きしたいのが、メリット、デメリットですけれども、集会施設の場合、そして財産区の取り扱いは非常に難しいかもしれませんが、財産区を無償でといった場合。

また、市の普通財産の市有地に限っては、どうお考えか。総務部長に所見をお伺いいたします。

○副議長（武藤忠樹君） 答弁を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） まず、今、認可地縁団体についてという御質問でございます。

まず、地縁団体の要件として、地域的な協働活動のための不動産または不動産に関する権利を保有し義務を負うということが、一つの要件がございます。その中で、今、地縁団体からそういう申し出があった場合の原則として、今、公の施設の管理方針、その中で集会所施設においては、補助や起債の制限があるものを除いて、実質管理している自治会へ無償譲渡していいというような方向で進めています。

それで、今、集会所等においては108の市の施設がございますが、手続を進めているのが37施設ということでございます。

また、もう一点の土地、市有地についてでございますが。

これについては、個別の対応の協議というような形で今とってございます。ここの集会所施設については、施設の土地については、特に過去の経緯を確認しながら、問題なければ集会所とともに認可地縁団体のほうに譲渡をするという方針であります。

それと、財産区が保有している山林、これについても同じくいろいろな今までの経緯、この辺のことを確認しながら、やはり今の財産区とよく協議を進めながら、譲渡する場合も考えられると思っております。

それで、メリット、デメリットといいますと、特にこういう土地とかそういうもののために、まず地域の協働活動を皆さんでやっていただけるような形が、一番、集会所またその土地を使いながらやっていただくというようなこともございます。

また、集会所においては、特に譲渡するときの方針としては、最低10年間は集会所として使っていただきたいというような条件を付してございます。その期間を過ぎた場合、またその自治会等認

可地縁団体のいろんな用途の中で利活用もできるというようなこともございます。

それと、財産区においては、これも同じくその森林等を使いながら協働活動しながらいろんな事業が行えるというような形でございます。

それと、デメリットといいますと、やはり一番初めに言いましたように、その責務を負うということで、やはりその土地の所有者というようなことで、非常にその辺の責任があるということだと考えております。

(1 番議員挙手)

○副議長（武藤忠樹君） 山川直保君。

○1 番（山川直保君） 今後、この地縁団体政策を進めるに当たりましては、例えば固定資産税の減免とか、そしてその老朽化とか、そうした問題が多分10年、20年後には出てくるんだろうと思います。そういうことが一番取り扱いが難しくなるんですけれども。

次に、日置市長に質問してまいりますことは、こうした認可地縁団体の申請、そうしたものについては積極的に認めていくことが肝要だと私は思ってますし。そして、この地縁団体制度が、1991年ですか、制定されたときに、目的はいろいろあるんですけれども、私はこうした地域における地縁団体というのは非常に必要だと思います。

なぜならば、その地域の自主性がそこにほんとに生まれてくる。そして、地域のきずなや地域愛、そしてそこに小さな自治ができるために、自分たちのために何ができるか、何をやろうかということを実際に市民が考えるようになる。そのことが、今の本当の意味で、郡上市は大きくなったけれども、そこにやる気が起きる地域というものが起きてくるはずなんです。財源が余りなくとも、どうしようかということを考えるとします。

そのことにつきまして、市がこれからもっと、私はもっと推し進めていただきたいと思います、それに対しての御所見を伺います。

○副議長（武藤忠樹君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） この地縁団体といいますのは、ただいま山川議員のほうから御指摘がありましたように、平成3年の地方自治法改正ということで制度化されたものであります。

直接の背景は、やはり戦前にございました自治会とか部落会とかってというような形で財産等を持っておった自治会や部落会とかそういうようなところが、ポツダム宣言受諾に伴う、この前お話をしましたが、政令、そういうようなものに基づいて持てなくなったというような中で、一時、自治体はその財産の名義をお預かりするというようなこともございました。そういうことで、この地縁団体というところが権利能力の主体として不動産等の所有等ができるようにするということが、直接の目的であったかというふうに思います。

そういうことで、郡上市内においても、それ以降各地でこの地縁団体がつくられてき、また旧合

併前の町村においても、あるいは合併後の市においても、その認可がなされてきたわけですが。

地方自治法には、この認可地縁団体については4つほどの条件がございます。これは、実態としてのそういう地域の地縁によっていろんな環境の整備であるとか、そういったような周辺のいわゆる自治活動が現になされていることといったようなことであるとか。その区域がちゃんと客観的に明確であることとか。それから、またその地域に生活をしている人たちが、加入したい人は誰でも加入できるという門戸を開かれていることとか。それから、ちゃんと、その団体の運営について基本的な規約を持っていることというような、4つほどの要件がございます。この要件を満たす限りにおいては、市町村長は認可をしなければならないと、こう書いてありますので。裁量によってそれを抑えろとか、そういうことはむしろこれまでもしておりません。そういう要件を満たす限りにおいては、私は郡上市においても認可をしてまいりたいと思いますし。

また、今、山川議員が御指摘になったように、こういう認可地縁団体という形にこういう規約も定めて、その地域の人たちが全員参加という形で団体を組織するというのが、その地域のきずなを深めたり、その地域の愛情を深めたりというような形でプラスの方向に左右すれば、それは非常にいいことだというふうに思っております。

この認可地縁団体の構成メンバーというのは、現在設立されたところの例を見ましても、ほとんどのその地域に含まれる世帯の方々が男女を問わず入っているというようなことの中で。これまでの、どちらかという自治会とかそういうような地区の集会とかってというようなものが、男ばかりの世帯主だけの集まりというようなことから、やっぱりこれも男女共同参画で、全員でその地域づくりを進めていくという意味の一つのきっかけにもなれば、地縁団体を結成するという意味は、単に不動産の権利能力の主体になるということ以上の意味があるというふうに思いますので。

こういう制度があることについての周知を、やっぱり自治会長さんとかそういったところによくお話し、その希望があるところについては、そういう設立が円滑に進むように指導をしてまいりたいというふうに思っています。

(1 番議員挙手)

○副議長（武藤忠樹君） 山川直保君。

○1 番（山川直保君） ただいまの答弁の中で、認可地縁団体についての4つの条件などを細かく今御説明されました。私もある程度は理解しているところでございますけれども。

特に、郡上のような広い地域、合併前90名の議員が現在18名になりました。地域の方々は、議員にもその責任、いろんなことを求める一方、逆に、行政はその地域の自治組織、その自助、自立を高めるためにということは、協働の意味合いからとも言われております。しかしながら、その地域というものがなかなかその自治を自立してこないという。

ですから、今、このごろ、高鷲あたりでも自治連合会っていうものが結構活発になってきました。そこに、ほんとの自治を取り戻すためには、僕は地縁団体だと思います。もし、仮に、高鷲とかそういういたいろんなところでもそうなんですけども、財産区を持つようなところが地縁団体を申請された場合、スムーズに申請を認可されるようお願いを申し上げておきたいということを思っております。

それでは、次の項目に移らさせていただきます。

道路の新設及び道路改良に伴う土地買収の方針について、建設部長にお伺いをいたします。

こうした市が行います道路新設及び道路の改良事業で、用地の買収に上がる特定の箇所。すなわち特定の箇所というのは、個人が私有地として、その道路沿いで、将来有効的に活用できる、有効利用可能と思われる場所について。そういうところについては、道路面やそして排水施設、そうした構造物を除く切り、のりの部分、そしてまた盛土、のり面の部分を極力そういった場所は買収をせずに、当該土地が道に面する土地としてより資産価値を高めると同時に工事費の節減も行えるよう御提案をいたしますけれども。

また、それにあわせまして、既設道路でもまた改良済みの場所でも、そういったところでも換地になっている部分でも、個人所有者がこののりがほしい、埋めて自分の屋敷を広くしたい、こののりを切って家から入れるようにしたいと言われた場合には、話にしっかりと乗って、それを適正な価格で逆に払い下げる。

そうしたことを提言申し上げますが、それにつきましての建設部長の所見をお伺いいたします。

○副議長（武藤忠樹君） 答弁を求めます。

建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） 新設改良時における道路の用地買収の件でございますけれども。

やはり、新設改良につきましては、道路の構造、建設費のコスト、維持管理費等も十分考慮する中で道路計画をして、買収をお願いしとるわけですが、ただいま山川議員が言われましたように、切土部、盛土部といったような買収の箇所も出てきます。そういった場所につきましては、工事の説明会とか用地の説明時に、地権者のその土地の利用の今後を確認する中で、やはり工事と同時期に掘り下げるとか盛り上げると、この工事期間中にそういうような計画がある方につきましては、やはりのり方で買収させていただくという方向で進めております。

ただ、やはり造成時期等が決まってないといったような場合につきましては、やはりのり面については、維持管理上の点からもやはりそこは買収していくという方向で進めております。

どちらにしましてもいろんなパターンがございますけれども。事前に地権者の意向を確認する中で、極力用地買収は少なく実施しておりますし、そのことによって事業のコスト縮減も図られますし、所有者の土地の価値も上がるというようなことも出てきますけれども。今後におきましても、

そういったことを含めて用地買収に努めていきたいというふうに考えております。

それから、既設改良済みでの盛上げ、切下げ等で、道路面に接しとるといったようなところが何カ所か、ちょっと数は確認はしておりませんが、そういったところが出てきております。ただ、そういった場合には、まず最初に道路敷と民地の地境の立ち会い申請というものが出てきて、その中で自費工事申請ということで、のり面を盛り上げるような工事を個人さんの負担でやっていたわけですが、それでも。

そういった中で、今言われましたように、そこが払い下げできないかというようなことにつきましては、今後その道路自体が改良計画があるとかないとか、それから道路構造、維持管理面も含めてですけれども、道路としての機能が失われてしまわないということが確認さえできれば、払下げということも可能と考えております。

今後におきましては、やはりそういったことでそういう申請が出た場合につきましては、そういう話もしながら進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

(1 番議員挙手)

○副議長（武藤忠樹君） 山川直保君。

○1 番（山川直保君） 総務部長にも申し上げておきたいと思いますけれども、今のこの施策は、財政上も税制上も理にかなったことだと思います。道路をつくっていく場合に余分な土地は買わない。買わなければ、そこからは固定資産税も生まれるということです。

市内には、合併前いろいろな道路行政があったでしょうけれども、そうした場所、まだまだ部長の皆様方、そうした地域に布設した場所をよく御存じだろうと思います。あそこどうやっだろう、ここどうやっだろうと言いつつながらも、そういったことを少しでも進めることを祈っております。

終わりの質問になりました。私が、9月議会の一般質問の答弁に係るその進捗状況についてお伺いしたいわけなんですけれども。その際、質問いたしました大型小売店舗に法定外目的税をかけたかどうかといったような質問を市長にさせていただきました。

その際、これ議事録上ですけれども、「大型小売店舗に法定外目的税をかけることに問題があるかないか検討はしたい。また、大型小売店舗が地域に対して協調、連携、貢献の姿勢をとってもらえるようなことを考えていかなければならない」と答弁をされました。

あれから3カ月、そうしたことに対する対策会議、そして例えば産業建設委員会への何かの働きかけ、そういったものはあったのでしょうか。

この質問に関しましては、多くの方が私の後からも質問をされます。それほど、市民からも注目度の高い、市がどういう方針をとるのかといったことが一番懸念されるものでないかなと思います。

あれからも、この市内へ進出してくるこの大型小売店舗の速さ、その状況、それを目の当たりにしてみると、直近の課題として捉えることが市として当然のことでありまして、何らかの対策を

進めなければ、先見的に商工会が前も進めましたあのフォーラムなどの意味もなくなるのではないのでしょうか。行政の責任として、早急に市民に対して具体的、そしてその考え方、方針を示す必要があります。

それほど、この問題につきましては、複雑なんですけど問題があると思います。この市内への進出は、市内への経済のバランスにどのような事態を生じさせるか。また、その逆に市民の利便性もふえるわけです。もう一つ、市民の雇用機会もふえてるわけです。しかし、その雇用のされ方はどうなのかをもう一度検証されたい。

それと、このメリット以上に、小規模商業者の皆様方が不安とそして現実的に損失が生じている事態を問題と考えてます。

まず、そのことについての適切な判断を施策に実行していただきたいと思いますので、日置市長に御所見を伺います。

○副議長（武藤忠樹君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います。

御質問の趣旨は、市内に進出をする大規模店舗に対して法定外目的税の課税はどうかという話と、課税以外の大規模店舗に対する対応はどうかと、こういうことでございます。

第1点目の大規模店舗に対して法定外の目的税を課税することについては、私はあれ以来いろいろと検討をいたし、また税務課等にも検討するように指示はしておりましたが、これについては私は前向きではございません。

といいますのは、基本的には、やはり法定外目的税をこうした大規模店舗、特に市外からの資本による大規模店舗というものを狙い撃ちにした課税というものが、税の公平性というようなことについてどうかといったような問題。あるいは、この法定外目的税については、その新設について総務大臣に協議、同意を求めなければいけませんが、総務大臣がその協議に同意をする要件として、3つございますが。

そのうちの1つは、既存の国税や地方税と同一の課税標準、同一のものに対してかけて、その住民に対して著しく過重な負担になることというのがございます。これは、この店舗についてはちょっと該当しないかもしれませんが。そのほかの2つの件といたしまして、この地方団体間の物流を妨げるということがございます。それから、もう一つは、国の経済政策に反しないことというこの2つの要件がございまして。

当然、何らかの形で市外資本あるいは大規模店舗だけに一定の課税の負担を求めるということは、やはり、例えば消費者への転嫁という問題も起こったりして、物流への障がいということにもなると判断をされかねないということと。

それから、国の経済政策ということについて、大店舗法という、現在は大店舗立地法という法律

ですが、昭和48年から平成12年まで大店法という法律でございました。これは、地域の商業調整をするということを趣旨にやられてきたわけですが、いろんな経緯を経て、最終的にはアメリカの圧力によって、日米構造協議あるいはWTO違反という問題を突きつけられて廃止のやむなきに至ったと。こういうことからすると、国内の商業の進出というものについては、商業調整という意味からすると、現在の経済政策上は、これはなかなかとれないという形から、私は国の経済政策は来ると、根本が。そこが来てますので、そういうことにも抵触するおそれのある大店舗、特に市外資本の大店舗にだけ法定外目的税と称して課税を重加することについては、適切ではないだろうというふうに私は判断しております。

それ以外の方法で何かないかということ、やはり我々は考えていくべきではないかと。仮に、大規模店舗から税収を一定のものをもって、それを何かに多少つぎ込んだところで、既存の中小企業が何か息を吹き返すのかと、財政的手段で、と思いますので。もっとほかの方法で、やはりその小店の努力、中心商店街の努力といったこと、あるいはやはり消費者が地元商店で買い物をしようというような買い物運動。あるいは、そもそも大規模店舗が郡上市内へ立地をするということは、それだけのスペースの土地を誰かが与えておるわけですから、そうしたことを郡上市民がやはり基本的に市外の大規模店舗には土地は売らない、貸さないというようなことをきちっと市民の意思として確立をするというような、こうしたやはり市民の自立的な対応のほうが大切だというふうに思います。

そういった意味で、この前もございましたが、立地した大規模店舗には、商工会等と相連携していろんな地域への貢献とか、そうしたことについては申し入れをするということはやぶさかではございませんし。この問題は、そうした市民も含めて、郡上の地域商業を考えるというようなことで、やはり話し合いの場を市としても設定をしていくようなことを商工会と相談をしたいというふうに思います。

(1 番議員挙手)

○副議長（武藤忠樹君） 山川直保君。

○1 番（山川直保君） 余り理解できません。

税の公平性を申されましたが、前も言いました、東京の宿泊税。例えば郡上でもそういうことできるかもしれません。今言われたような説明をもっとわかりやすく市民に御説明をいただきたいと思います。お願いします。

以上で、質問を終わります。

○副議長（武藤忠樹君） 以上で、山川直保君の一般質問を終了いたします。

ここで、暫時休憩をいたします。再開は2時35分を予定します。

(午後 2時20分)

○議長（清水敏夫君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

副議長には、突然御苦勞をおかけしまして、ありがとうございました。

（午後 2時32分）

◇ 兼 山 悌 孝 君

○議長（清水敏夫君） 5番 兼山悌孝君の質問を許可します。

5番 兼山悌孝君。

○5番（兼山悌孝君） それでは、議長の許可をいただきましたので質問に入りたいと思います。

先ほどは、古川議員の質問の中で、来年度に対しての見込みを市長さんの答弁の中でありましたが。私は、今回、国と地方の関係の将来像についてと、こむずかしいような題で通告いたしましたが。

今回の衆議院選挙においても、ある政党によっては地方交付税を廃止するような発言もありましたし、また最近起きました国会での特例公債法案の問題につきましては、それを人質にしたがために交付税がおくれるようなところがあったってことで。地方の財源が、ほんとにいつまでも確保されるのかっていうのが多々不安になる場合もあります。

また、私たちが経験しましたさきの合併におきましても、交付税を暗にその減額を暗示されてやむを得ないような側面があったことは確かだったと思います。

平成6年の地方制度調査会等が言うところの、地域の一体的な整備と市町村の財政基盤強化あるいは豊かな高齢社会を迎えるための社会福祉等、身近な行政サービスの拡充を図るため、を十分に検証したわけでもない合併が、前回の合併であったような気がします。

また、それは、分権のための受け皿づくりの合併ではないと言いながらも、時代の流れというのはやはり分権に向けており、またその手に乗ったかなって言うようなところで。財源は国の手元に置いておきながら、まずは受け皿をつくらせたっていうことは否めない事実ではなかったかと私は思っております。

1950年のシャープ勧告にある地方財政の均衡交付税、ここから1954年に現在の地方交付税制度の施行をされて以来、自主財源の乏しい自治体っていうのは一律のサービスをこのおかげで行ってこれたと思っております。それが、90年ごろには、一度、交付税を廃止するという意見が出たこともありまして、これは分権を推進する側が出した意見だったと思います。それが、2000年を過ぎると、やっぱり交付税を削減するっていうのは地方に不均衡が起きるということで、また2000年を越して慎重論が展開されてきたと思っております。

地方の財源は交付税だけでないのですが、財源移譲は小出しで、その分はどこかで減らされてい

るようで、国は本当に地方分権をする気があるのかと疑いの目で見ておりますが。それは、今回の選挙でも地方の政治家が政党を立ち上げたっていうのは、そういう国の姿勢に対するジレンマがあったからではないかと思っております。

しかし、その立ち上げられた政党っていうのは、大多数が大都市の方の政党であり、必ずしも私たちが同調するようなものではないと思っております。小さな地方っていうのは、今回そういうものに同調する人があるかとは思いますが、同調しない人たちっていうのは現状維持を望んでおるのか。はたまた、分権の受け皿としての形、仮に道州制になるかどうかはわかりませんが。その中で慣らしの財源、これの確保ができるまではその手には乗らんぞっていう姿勢でおられるのかっていう、どちらかだろうとは思いますが。

市長さん、どこかの場で、今の国は行き詰っておるんだと。だから、体制をある程度再構築しなければならぬような必要性があるんじゃないかというふうに述べられたのを聞いたように記憶があるんですけど。私よりはるかにこういうことに明るい市長さんに、この分権の落としどころがどこへ行こうとしているのか。例えば、アメリカ型なのかあるいはフランス型なのか。はたまた、その財源を離さない日本型ができ上がるのかどうか。この点について、それでどうだって言われるとそこまでなんですが、市長さんの観測をお聞かせ願いたいと思います。お願いします。

○議長（清水敏夫君） 兼山悌孝君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います。

兼山議員が御指摘のように、ここ数年、地方分権とかあるいは国と地方の関係とかいろんなことをめぐって、ほんとに目まぐるしい動きがあるというふうに思っておるところでございます。今回の選挙の中で各政党の公約を全部をつまびらかに精査、読んだわけではありませんけれども、幾つか持ち上げられている問題について少しお話を申し上げたいと思いますが。

まず、冒頭お話になりました地方交付税問題です。これは、ある政党が船中八策とか、そういうともうわかっちゃいます。船中八策というわけですが。一時、地方交付税の廃止とだけ出ました。私は、とんでもないことだというふうに思いました。そうしたら、よくよく、その政策は、最終的には地方に対する調整財源というものは、そういう財源調整の制度は残すけれども、それは地方交付税という現在国が国税として徴収をした国税の3税とか5税とか言いますが、そういうものの一定額を原資とした交付税制度ではなくって。その政党の主張によりますと、消費税を全部くれと。しかも、今引き上げて10%になるところを、11%分を地方の財源に全額してくれというのは、まず第一点の主張でございまして。その11%分を6%と5%の二分をして、5%分は地方税として何らかの仕組みで各地方団体へそのまま税収として入るようにすると。6%分をその地方の調整財源として使うけれども、それは地方の共同税という形で、その財源をどのように配分する

かということについては、我々地方の側に任せてくれというのは、主張の骨子ではないかというふうに思います。

私は、このことについて考えてみたときに、幾つか問題点があるというふうに思います。

消費税は、実は現在の地方消費税を見ても47都道府県の1人当たり税収が一番格差の少ない税であることは間違いございません。したがって、これを何らかの形で地方税収にすることについては、割と格差のない税収がその地方税収として確保できるという利点はございます。そういうことはございますが。

一つ考えられるのは、11%分のうち5%はそういうことで地方税収にしますと、もうダイレクトに。あとの6%分を調整財源にすることなんです。現在、消費税の税収は、税率の1%分に対して景気の動向によって違いますが、大体2.5兆円から2.6兆円でございます。したがって、もし11%分の地方にそれだけの財源をくれということになると、28.6兆円、2.6兆円と勘定するとそれぐらいでございます。6%分の調整財源ということになりますと15.6兆円になります。15.6兆円というのと、現在の例えば平成24年度の地方に配られる地方交付税総額、現生のほうの生水のほうの交付税総額が大体17.5兆円から17.6兆円ですから、大体6%分だけを調整財源にすることになると、今年度当たりの交付税総額より2兆円少ないということになります。こうしたことが、やはり我々のような地方にとって地方交付税が全体的には減らされるというおそれはないかということが一つです。

それから、もう一つは、私は、これは恐らくこれを主張してる政党は、今すぐそうするんじゃないしに、道州制等あるいは広域連合とかというのはできたときに、そういうブロック別に集めてというようなことかもしれませんが。その消費税の税収が、例えばブロック間の調整をどうするのかということと、任されたそのブロックにおいて、我々のような地方都市もあれば大都市もあるというような利害が相反する首長やいろんなものが集まって、果たして公正な財源調整ができるかということを思います。私は、いろんな人の、現在そういうことを主張してる人々との顔を思い浮かべながら、果たして本当に地方にとって思いやりのある財源調整ができるかということを考えると、大変心配です。

むしろ、私は、やはり国というような全体的に物を考えられるところで、国レベルで財源調整というものをきちっとやるべきだというふうに思っております。そういう意味では、このいわゆる11%、消費税を全部地方にあるいはそのうちの6%分だけ何か地方共同税として財源調整をするという構想については、非常に危惧を抱いておるというのが一つでございます。

それから、今、今回の選挙に当たって、もう一つ、国と地方の統治の機構をどうするかというものの中に道州制の議論ということと。それから、今、目下、現在の政権においてもそれが1丁目1番地であるかのように、地域主権改革という名のもとに国の出先機関を広域連合というようなと

ころへ、その国の出先機関の権限を移譲しようとするような話がございます。

これについては、実は、これは地方団体側にも、地方団体6団体あるんですが、そういう問題について、知事会はどちらかといえば賛成、前向き、市長会、町村長会は反対という動きの中で、そういう問題が議論が生煮えのままいろいろ強行されるということも、私としてはやはり非常に危惧を持っております。

今回の3.11の震災のときに、東北の地方整備局が非常に機敏な動きをして、全国の地方整備局の力を結集して事に当たったというような例があったわけですが。そういうことが、例えば、どっかでは広域連合がある、どっかには県で依然として古い県の体制のままだとかといったような形で、非常に跛行的にそういうものが権限が移譲されたり何かしたりというようなときに、果たしてほんとに大災害が起きたときに、現在の国のそういう地方整備局の体制のように迅速な対応がとれるかどうかということについては、非常に心配で。市長会は、慎重の上にも慎重を期してくれと。これは町村長会もそうですし、そういうことでありますので。こうした問題も、やはり拙速に事が進まないようにしてもらいたいというふうに思っているところでございます。

そういうことで、その道州制についても、幾つかの政党において何年以内に道州制基本法をつくらとかいろいろなことがございますが。これについても、必ずしも、これも知事会の中でも必ずしも足並みはそろってるわけではありませんし。私などは、やはり広い岐阜県というようなこの市町村のもう一つ上の階層にある行政機構というものを考えたとき、これが東海州であるとか中部州というような形になったときに、本当に血の通った行政がしてもらえるか。その上に立った首長が、果たして、この郡上市のような首長でも、なかなか、それだけの、やってる仕事は違いますけれども、目が行き届かないのに、本当の地方自治というものは行われるかどうかということについても非常に心配をしており、道州制の問題も軽々にやはり事を運ぶべきではないというふうに思っております。

そのようなこと、あれやこれやいろいろございますので、今回の選挙で一発何か片がつくというもんではございません。私は、いろんな考え方を持った人が、慎重の上にも慎重に、やはりそうした問題を議論を、熟議をしてもらいたいというふうに思いますし、私たちも市長会とかいうようなところを通じてやはり物を言っていかなければいけないというふうに思っているところでございます。

(5番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 兼山悌孝君。

○5番（兼山悌孝君） さすが、市長さんでございまして、私なんかの及びもつかなぬようなところまで考えておられると思いました。でも、おぼろげに私も思うところは、やっぱり同じようなところを思っておりますが。どうしても、その団体によって思うところが違うっていうのは、今の日本の状態ではないかと思っております。

どちらにしましても、私がなぜこんな質問をしたかっていう原点に戻りますと。

やはり、先ほども申しましたように、以前から合併に対する法案というのは10年ごとにあったわけですけども。郡上にとっては降って湧いたような話で、合併するんじゃぞっていうのが市民レベルに聞かされた話ですが。先を見越すっていうのは、自治体の使命でもありますし、その長期的な計画を立てて遂行するっていうのは、私の中ではやっぱり状態を見ながら慌てることもなし、財源とられると慌てないかんとところあるんですけども、そういう対処をする必要があるんじゃないかということで、市長さんのお考えをお聞きしました。

私としては、まだ1年満らんとこでございますので、市長さんとはまだ1年もたっていないというところで、改めてお伺いをしました。

続きまして、くどいようで申しわけないんですけども、協働センターについてその後ということでお伺いしたいと思いますが、よろしくお願いします。

このことを私は毎回質問しておるんですが、別に、質問のネタがないっていうてやるわけでもないです。あしく思ってるからその質問するっていうことでないんですが。その逆に、大変期待を持ってるんです。

僕がここで質問するっていうのは、議員としての一市民っていうんですか、そこに自分がこうやってやることによって、また周知が深まって、そして輪が広まるようなことになれば幸いだと思ってる場所なんです。

実は、私は、自分が高校生のとき、40年ほど前になるんですけども、文化祭のテーマで和良の過疎について、地元のその当時の大人の人に聞いて回ったことあるんです。どうしたら和良の過疎がとまるだろうか、あるいは地域を活性化するためにはどうしたらいいんやろうかっていう話を聞いて回ったことがあるんですけども。残念ながら、その内容は忘れとるんですけども。

どちらにしましても、その当時より今面する問題っていうのはかなり深刻になっとるんです。お前はそこまでやって、今、もう60を迎えようとするのに、お前何やとったんやっていう、自分の罪の呵責っていうんですか、ふがない自分がおるということで、じくじたるもんがあるんですけども。

それにしても、諦めてはいけないとは思っておりますし、また自分が一住民の立場としても役に立ちたいと思っております。そして、先ほど言いましたように、議員の立場が少しでも役に立つのなら、何とかしていきたいと思ってるのが、私の、これが議員としての本分、自分の、と思っております。

私が経験する中で、過去には合併前ですけども、活性化委員会などとして民間の意見をまとめるような事業があったことがありました。これ、今思い返してみますと、結果的に、補助事業として意見をまとめた冊子をつくると。そこが、目的であったかのような気がしてなりません。その中

で出たいろんな意見が、それ以上具体的に反映することがなかったっていうのが、大変、今思いますと残念でなりません。

しかし、8日に行われたまちづくりフェスティバルでは、個人としての職員の方の参加が見られたり、あるいはそういう方は地域のことを事業としてでなく住民として捉えられておるっていうことに協働の本気度を感じましたし、また講師の方の言われることにも一々ごもっともやと深く共感をしました。

また、その後にあった提言、これもすばらしい、やはり市民の方はいろんな方がいれば、いろんな意見があるということで、これも感銘を受けました。

そこで、先ほど申しました、くどいようで申しわけないですが、周知の状況や今後の課題がありましたらお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） こうして、市民協働センター、産声を上げたばかりですから、いろんな機会に御報告とか御説明をさせていただく機会が持てますことは、大変うれしいことでありますので、感謝を申し上げたいと思います。

また、ちょうど兼山議員のお膝元の和良おこし協議会の小林さん、彼は地域づくり応援隊ですけども。彼が先般プレゼンをしました「シェアしりゃーえーがー」ということの、要するに、土地も家も仕事も車だってシェアしりゃーえーやないかと、そういう発想で地域をうまくやりこなしていく手があるんじゃないかということで、すごく笑いもとられましたけど。彼が結果的には一等賞をとられたということで、非常にそういうふうな運動がいろんなところで根づいてきておるということがあるんだというふうにして思っております。

そこで、せっかくの機会ですので、市民協働センターのその後ということにつきまして、若干の御報告をさせていただきたいと思います。

まずもって、先週12月8日土曜日の大和庁舎で開催をされました、この郡上市まちづくりフェスティバルでございますけれども。ただいま御講評といたしますかお話をいただきましたように、自分も何か今までにない楽しいといいますか、そして寝る時間がないっていいですか、そんなような時間を過ごさせてもらったというふうにして思っております。

改めて申し上げますと、3部作でございます。最初は、昨年も実は市町村アカデミーということで岐阜県下の職員を対象とする講演会で郡上市でお越しをいただきました、市民協働につきまして今全国的にこうした運動を御指導して飛び回ってみえます高崎経済大学の准教授であります櫻井常矢先生に再び郡上にお越しをいただきまして、市民協働が育むこれからの地域づくりというふうな御講演をいただきました。非常にわかりやすいといいますか、お話でしたし、同時に我々が今

取り組んでおること。やはり、一つの課題というものをしっかり地域の皆さんがみずからそれを捉えて、そしてそれをどうやったらいいんだろうかということを経験的な分野でお話をいただきながらその解決をしていこうという取り組みを、行政だけではなくて、いろいろな場面の公共という立場を担いながら、そして変化しながらそれを解決して取り組んでいこうというふうなことを、ほんとにわかりやすくお話をいただいたというふうに思っております。これが第1部でございました。

それから、冒頭申し上げましたまちづくりプロジェクトコンテストということで、これが第2部の中身でありましたけども。自分も、初め、これ、どれほどの方が応募をされるであろうかというふうな心配もしておりましたが。最終的にふたをあけてみますと、中学生の部では61件、一般と高校の部、これは一緒に組み合わせですけれども、ここで48件ということで、合計109件の御応募をいただけたということでありました。正直言って、うれしい驚きといいますか、びっくりをしましたけれども。

しかも、当日、選考されて発表されたのは、中学生の部は3件、それから選考されたものが8件、一般、高校の部でありましたが。ほんとに、何といいますか、地元のものを何とかよくしていこうという熱い思いで、そして独創的なアイデアを持って、そういうふうなことを日ごろ考えておってくださるということが、ひしひしと伝わってくるということでございました。

一、二、事例申し上げますと、中学生が言ってくださったんですが、郡上カルタをいっぱい組み合わせ、そして郡上の包装紙をつくって、郡上の商売屋さんが使うと、みんなで郡上のいいイメージを発信ができるんじゃないかと。これもなかなかいいアイデアだなと思いました。それから、浴衣が似合うまちですから、そういうものを開発しながら小物もつくったりして、郡上ガールズコレクションをやったらどうかと。これは、ほんとに中学生の提案の中では、僕はこれはピカイチのことでないかなと思ひまして、何とか実現ができればいいなというふうに思いました。

それから、一般、高校の部におきましては、これは国際交流のこととかペットを大事にすること、あるいは地域における助け合い、それから郡上に文化の日を独自につくって、郡上のこの独特のたくさんある文化をみんなで高め合おうとか。あるいは、空き家を、それを邪魔者扱いにするんじゃなくてこれを活かそうと、地域の資源として、光として活かそうとか。あるいは、うまいものをどんどんつくろう。それから、女性の活躍。そして、先ほど申し上げた一等賞が、「シェアしりゃーえーがー」ということでございましたけれども。

これが第2部ということで、ほんとにいい御提案をたくさんいただいたわけでありまして、何とかこれは一つずつ実現へ向けて一緒になってやらしていただきたいなというふうにして思った次第でございます。

それから、第3部につきましては、これまた女性が、輝く女性が語るまちづくりということで、

それぞれクラフトでもってみんなを音頭として頑張るぞというクラフトの女性、それから起業をされた女性、そして非常にいろんなことにチャレンジしてみえる女子ということで、3名の方が発表されましたけど。

これ、ほんとうに、これも男女共同参画の取り組みを今回この中に合体させて。今まででしたら、「ともいきフェア」別にやってましたが、合体していいのかなって初め思いましたけど。やはり、協働というそういう一つの土俵で女性がこれほどまでに頑張ってみえるということが、これもこれまでの取り組みの一つの成果でもありましょうし、あるいはそういう人たちがこれだけ郡上にみえるなということ。そして、それだけの成果が着実に出ているなというようなことがわかって、大変うれしく勇気づけられたところでございます。また、パネル展示とつくられたコーヒーなんかもいただきましたけども。

そんなわけで、地域における集落総点検の取り組みあるいは市内のNPOの御紹介あるいは協働まちづくりの活動事例、そういうものもパネル展示をしてくださって、みなさんが駆けつけていただいたってということで、大変よかったなというふうにして、自分としては思っております。

ただ、私の中では、日が近づいてくるにつれまして、何か寂しい思いを実はしておったわけがありますけれども。何かなというふうにして思いましたら、今まではこういう会が、我々が、役場のほうが、市役所のほうから会議の御案内をして当日の資料をつくって、そして皆さんの意見を受けて、それを修正して、そして実行するときには御挨拶とか、壇上には上がってもらうんですけど、裏方が結構つくってやっていくっていう形が今まででしたが。

今回の市民協働ができて、この1回目の取り組みにつきましては、まずお招きになるのがあちらからお招きになるわけです。それから、当日の資料があちらがつくられた資料でもって進行されるわけです。僕が、途中、副市長が運営委員ですから、御欠席のときに代理に出て意見を言いましたけど、採用されなかったことがありまして、非常に何といいますか、腹の中ではどうしたもんやと思いつつ、いや、しかし、そちらに我々が握っていたそういうものを皆さんのほうに移って行って、そこで中心となって主体的にやっていただいておりますやなということがだんだん自分でもわかってきて。先ほど言いました寂しさが実はうれしさの始まりっていいですか、そういうことやなということを実は感じたわけであります。

何とか、そういう意味で、ほんとの意味の市民協働のスタイルが郡上型で育っていけばいいなと思っております。

そこで、3点だけ申し上げますが、やはりうれしかったことは、今申し上げたことでありますから一里塚は踏めたということでしょう。それから、女性も見えた。そして、中学生も高校生もこんなにいますから、僕は郡上はきっと、夢を持って取り組んでいけばいろんなことがこれから高まっていくというふうな予感といいますか、そういうものを感じました。みんなが地域のことをわか

っていて大事にしてるなという感じがあったわけです。

そこで、課題ですけども、やはり言われたことを皆さんとともにまずやっていくということが一つだと思いますし。それから、もう一つは、やっぱり見渡してみると若干お仲間のお集まりであるわけです。それから、職員もやっぱり皆ではないわけですから、それが郡上中の中で広がりを持っていくような、あるいは新しい人がそういう活動に大いにどんどん参加される。あるいは、今まで参加してみえる方が、それが一躍脚光を浴びて、そして活動を高めていく一つになっていくと。そういうふうにして、やはりこの市民協働センターとしては、広がりを持っていくっていいですか、つながりを広げていくといいですか、そういうことはやっぱり今回のことを通じて、なおこれからの課題というふうにして感じました。

それから、サブセンターにつきましては、実は滞っておるわけでありまして。明宝地域では、NPO法人ななしんぼの皆さんが手を挙げていただいて、そこで連携していく仕組みが今できつつありますが。やっぱり、これは高鷲も白鳥も今の和良も美並も大和も八幡ということで、そういうことにおきましてはこれも課題であるなというふうにして思っております。

いずれにしても、まちづくりフェスティバル第1回目は大変うまくやっていただきましたので、これを高めていきたいということと。

もう一点、ホームページができて、平均的に1日アクセスが500件だというふうにして聞いております。ですから、なかなか関心を持っていただいておりますということと。広島のほうから御視察に見えた、とわざわざ、という事例がありまして。できたばかりなのに、御関心をいただけるような取り組みがあったのかなということでもありますし。情報誌につきましては、先般10月号に入れ込みましたが、第2号は1月号に入れ込むという予定を今しておるところであります。

このほか、101プロジェクトとして、御提案をできるだけ実行していくとか、自治会カルテの取り組みもされてみえますので、大いに期待を持ちながら、我々もやってもらうというよりも、公としての、これからは半分はかわりながら力を足し合うということで取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

ありがとうございました。

(5番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 兼山悌孝君。

○5番（兼山悌孝君） 宣伝をしてもらうために2件にして、時間を残したんですが。

馬に水を飲ませるにはどうしたらいいかっていうのは、昔から教育の中でもある話なんですけれども。じゃ、市民は馬かえてと言われると申しわけないんですが。

やはり、この間の講演の中にもありましたように、行動する前にほんとにその気にさせる人を募るんやと。そこがほんとの初めの一歩やないかっていう。そういうのは、大変共感を持ちました。

先ほども一例を申し上げましたけども、私も、昔、青少年の指導員を長いことやっていたんですが、その中で、地域の中で全世帯を巻き込んだ事業を展開しようというようなもくろみやったことがあるんです。その中で、指定団体やりまして、年間3団体ぐらいずつ発表する場を設けておったんです。当然、助成金もあったわけですけども。

やはり、事業としてやると、いつかやっぱ消えちゃうんです。そこに、自分が、これ過去形でとる自分っていうのもやっぱりおかしいとこあります。今までの既存のやり方っていうのが、ほんとにこういう結果を招いたんだなっていう思いがあるんです。やはり、そのためには、職員もやっぱり一住民やと。私も、やはり一住民であると。その中で、地域を何とかしようっていう仲間がまずふえてくれれば、それでもいいんじゃないかなと思っております。

今回、質問したんですけども、この次は、これは執行部に聞くんじゃないに住民に聞いてくれっていうような話になるかもしれませんので、またその状況を見ながら考えていきたいと思います。

それでは、5分余しましたけれども、これで終わります。ありがとうございました。

○議長（清水敏夫君） 以上で、兼山悌孝君の質問を終了いたします。

◇ 田 代 はつ江 君

○議長（清水敏夫君） 続きまして、4番 田代はつ江君の質問を許可いたします。

4番 田代はつ江君。

○4番（田代はつ江君） 先月、27日ですけども、八幡連合女性の会の研修で静岡県地震防災センターに行ってきました。今回の一般質問もそういうことを踏まえて、防災、減災の質問をさせていただきます。それでは、発言の許可をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

最初に、AED学校教育プロジェクトについてということで質問をさせていただきます。

「もし、あなたの近くに呼吸も心臓もとまってしまった人がいたら、こんなときあなたならどうしますか」、こんな文章が目飛び込んできました。さらに、「救急車が来るまでには何もしないと救命のチャンスは大きく遠ざかります。大切な命を助けるためには、スムーズな連携プレーが行われることが欠かせません」と結んでありました。

最近、私の知人がこんな体験をされたことを聞きました。紅葉の季節でことし一番の道路が渋滞した日のことです。明宝のスキー場の入り口付近で、突然意識がなくなった人があり、救急車を呼んでほしいと、すぐ近くに住む知人のところへ要請されました。知人が119番に電話しながら的確な対応をされたおかげで、大渋滞の中、直接ドクターヘリがわずか15分で現場に到着し、病人を搬送されたそうです。もちろん、AEDなどない場所でしたが、たまたま二、三日前に救命の講習会を受けたばかりで、覚えてたのが少しでも役に立てたと、とても喜んで話されました。

郡上市においてもAEDの普及は他市に劣らず、公共施設を初め人の集まる場所には義務化されたように設置されています。

最初の質問ですが、過去に救急車が要請されて現場に到着した際、AEDもしくは心肺蘇生が施されていた例はどれくらいあるかお聞きしたいと思います。消防長さん、お願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 田代はつ江君の質問に答弁を求めます。

消防長 川島和美君。

○消防長（川島和美君） それでは、救急隊が現場に到着したときに、市民の方が心肺蘇生またはAEDを実施してみえた件数について、回答をさせていただきます。

これは、最初に当本部の状況とそれから全国の状況について説明をさせていただきますし、あと関連する部分で、当本部が実施しております応急手当講習の状況そしてAEDの市内の設置状況について、順番に説明をさせていただきます。

まず、当本部の状況ですが、平成23年1月から12月の1年間で、救急隊が心肺蘇生をした件数、これは69件です。この69件のうち市民が心肺蘇生をした件数は30件で、約半分弱の43%で市民の方が心肺蘇生を実施されてみえます。

また、市民がAEDにより除細動をした件数は1件です。あと、救急隊がAEDで除細動をした件数は3件、社会復帰の件数は2件となっております。

また、平成23年を含めた過去3年間に市民が心肺蘇生をした状況についてですが、救急隊が心肺蘇生をした3年間の合計件数、これは181件です。このうち市民の方が心肺蘇生をした件数は69件、38%ですが、この率で市民の方が心肺蘇生を実施されてみえます。

あと、救急隊到着までに市民が心肺蘇生をしている割合ですけど、これは年々増加をしております。まず、平成21年は32%、平成22年が39%、平成23年が43%ということで、増加をしております。

次に、全国の今の心肺蘇生、AEDの関係の状況ですけども。まず、救急隊が心肺蘇生をした件数は12万7,109件です。このうち市民の方が応急手当をした件数は5万4,652件で、実施率は43%ということになっております。この43%は、23年中の郡上市における一般市民の方が心肺蘇生をした率と同じになっております。

また、心筋梗塞などの心臓の病気で倒れるところを市民が目撃した症例についてですけども、この症例については、1カ月の生存率が11.4%、1割を超えております。それから、1カ月後の社会復帰率、これは7.2%ということで、いずれも過去最高ということになっております。

次に、当本部が実施しております応急手当講習の状況なんですけど、この講習は基本的には2種類ありまして、3時間未満の一般的な救急講習とそれから3時間の救命講習と、基本的には2種類あります。

最初に、3時間未満の一般救急講習についてですけど。これの実施状況ですが。平成19年から平

成23年の5年間の合計ですけれども、611回の講習をやっております。延べ参加人員ですけれども1万4,554人です。これ、1年にどれだけやっているかということで平均しますと、年に122回、参加人数にしまして2,910人の方に講習を実施しております。

次に、平成23年に限ってですけれども、1年間の学校における今の3時間未満の一般救急講習の回数は42回です。参加人数は921人ということです。この921人の内訳なんですけど、児童生徒が687人、教職員の方が234人ということです。

あと、次の講習、3時間の救命講習についてですけど、これは、平成21年から23年の3年間の実績ですけど、全部で36回やっておりますして566人の中学校、高校の生徒さんが受講しております。内訳は、中学生が387人、高校生が179人、年平均にしますと年に12回、受講人員は189人ということになります。

最後に、AEDの市内の設置状況についてですが。全部で、消防本部が把握している分についてですけども、118カ所にAEDが設置してあります。設置場所については、公共施設それから病院、医院、それからスキー場、学校関係、事業所等となっております。

以上です。

(4番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 田代はつ江君。

○4番(田代はつ江君) ありがとうございます。

さまざまな場所で講習会は行われていますが、繰り返しやってみないと、いざというときなかなか使えないものです。我が国における心肺停止患者の社会復帰率はわずか数%に過ぎないのに対し、ノルウェーでは少なくとも30%から40%以上はあると言われ、この差がノルウェーの学校で行われている心肺蘇生教育カリキュラムの実施から来ていることに着目した関市では、市内全11校中の中学1年生約900人を対象に講習指導を進め、一人一人の命のとうとさや人を救うことを学ぶ取り組みをしてみえます。瑞穂市でも、来年度から市内の全中学校1年生を対象にAEDキッドを配布し、各家庭でも話題にしてもらおうなどの広がりを持たしたいと新聞に書かれていました。

今、お話になりましたように、郡上市でも学校の中でそういう講習をしてみえるということですけども。一つの事業の中で、郡上市として既にこれから取り組みを検討されてみえるかもしれませんが、これからのお考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長(清水敏夫君) 答弁を求めます。

教育長 青木修君。

○教育長(青木 修君) 今、消防長のほうからもお答えがありましたけれども、救急講習それから救命講習については、多くの児童生徒が受講をしております。そうした受講の成果として実際に効果があったというケースもありますので、今後も受講については進めていきたいと思いますが。

AEDを位置づけた講習につきましては、30校中17校で児童生徒も実際に講習を受けております。6年生の親子での講習を受講する場合、それから中学校の3年生ですと保健の授業の学習ということで受講をしておりますけれども。

特に、今後については、できれば来年度以降小学校の高学年から中学生も含めて、在学中にどの子も受講ができるように計画的に受講計画を立てて、その上で、これは消防本部の理解やそれから御協力をいただかなきゃなりませんので、その調整が必要ですが、そうした受講を全ての子が体験できるようにしていきたいというふうに思っておりますし。

教職員については、救命講習について、これはもう全ての教職員が必ず受講ができるような、そうした計画を立てて実行していきたいと思います。

現在までにつきましては、それぞれの学校に任せているという状況ですので、今後につきましては、それは市の教育委員会の方針の一つとして計画的な受講を進めていくというそういう考えであります。

(4番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 田代はつ江君。

○4番（田代はつ江君） ありがとうございます。

こういう救命講習は、命を大切にするという学習というのは、自殺予防とかそういうことにもつながっていくという話を聞きましたので、どうか、今後多くの生徒さんたちまた親を含めて、そういうことが進んでいくようにお願いしたいと思います。

それでは、次の防災対策についてということで質問をしたいと思います。

学校の構造体の耐震化率が85%までに進み、建物自体の強度が高まっているのに比べ、天井や照明器具、内外壁、設備機器、窓ガラスなどの非構造部材の耐震化率が32%にとどまっている実態が文部科学省の調査で明らかになりました。

実際に、東日本大震災の発生時には、公立学校の天井材の被害が1,636校、照明器具の被害が410校、外壁の被害が968校に上ったそうです。しかも、学校施設の構造体の損傷が軽微な場合でも生じていたということです。この点を看過せず、対策を急がなければならないと思いました。

最初に、郡上市の学校の構造体の耐震の進捗率についてお聞きしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） それでは、学校の耐震化の現状についてお答えをさせていただきます。

昭和56年以前の建築で、校舎あるいは屋内運動場等で耐震補強工事が必要な建物については、建築21校中43棟、これはいわゆる鉄筋コンクリート、鉄骨、非木造と言われるものですが、木造の建築物については、1校の1棟、ですから22校44棟あるということです。それについて、24年度の4月段階で、耐震補強工事を実施した校舎あるいは屋内運動場の棟数は、14校で31棟になります。

木造の場合は、90.0%の耐震化率。それから、非木造、鉄筋コンクリートあるいは鉄骨構造の校舎につきましては、72.7%になっています。

平成24年度に耐震補強工事を今進めておりますが、そうした工事が終了をした段階ですと、八幡中学校の屋内運動場それから大和中学校の屋内運動場の改築、これを合わせますと、平成24年度末の耐震化率が、非木造で74.7%になります。

さらに、平成27年度末に郡上市の耐震化率の達成目標を立てておりますけれども、補強度、いわゆる I_s 値が0.7以下の耐震補強が必要な校舎それから屋内運動場については、13校まだございすけれども、13校のうち21棟あります。それを27年度末に終わるとすると、非木造につきましては100%の耐震化率ということになります。

ただし、木造につきましては、小川小を一般的な補強工事というのを既に済ましておりますので、それを考慮しますと、木造については91.7%ということになっております。

(4 番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 田代はつ江君。

○4 番（田代はつ江君） 次に、天井や照明の落下などによる二次災害を防ぐために、郡上市として取り組んでみえる小学・中学校への調査、対策を質問したいと思います。

神奈川県のア野市では、今年度から大規模地震などに備え、全ての小中学校、22校だそうですが、の飛散防止フィルムを張る作業が進められています。このフィルムを張ると、地震などで窓ガラスが割れても破片が飛び散ることがないため、児童生徒を守るとともに避難所としての安全性の確保に役立つということです。

小中学校は、子どもたちの学習活動の場であるとともに、災害時には地域住民の応急避難場所としての役割を果たす場所です。そういった点からも、学校施設の安全確保の優先順位は高いと思われます。

先日発表された南海トラフ巨大地震の被害想定では、住宅での家具の転倒や落下による二次災害で、死亡者数が3,000人に上回ると想定されました。その一方で、全国平均26%の現状の対策率を100%にすれば、死者数を7割減らすこともできると書かれていた記事を読みました。いつ起きるかもしれない災害に対しては、備えを重ねるしかありません。地域、家庭における備えはもちろんですが、今回は特に非構造部材の耐震化の第一歩となる耐震点検対策についてお聞きしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） 非構造部材の耐震化についてですけれども。

御質問にあったように、天井材ですとかあるいは照明器具それから内外装そして窓ガラス等がありますが。そうしたものについて、八幡中学校の屋内運動場の構造体の補強に伴っては、窓ガラス

の飛散防止それからアリーナの照明器具の落下防止の処置を講じていきたいというふうに思っておりますし。今後、構造体の耐震補強工事を進める際には、できる限り、いわゆるその非構造部材についての耐震化についても、これも進めていきたいと思っております。

現在、こうした点検については、これは学校ですけども、チェックリストができております。こうしたチェックリスト、例えば内容ですと、天井材に破損等の異常は見当たらないかとかというように幾つかの項目がありますので、こうしたチェックリストを活用していただいて、まずは教職員が目視でチェックをしていただくと。それから、ガイドブックそれからこうしたチェックリストを教育委員会用のもございますので、そういったものを活用して、教育委員会職員あるいは専門の業者の方をお願いをして、今後順次それぞれの学校についての非構造部材についての点検は進めていきたいというふうに思っております。

(4番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 田代はつ江君。

○4番(田代はつ江君) お聞きするところによりますと、先生方も大変授業のほうに忙しくて、なかなかあたりを見回して目視するというそういう点検も目が行き渡らないというお話も聞いておりますけれども。どうか、これも大切なことだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、3点目の質問に入りたいと思ひます。

特定健診及び特定保健指導の重要性についてということで、お伺ひしたいと思ひます。

健康で生き生きと生活し続けることは、市民の願ひであり年に一度の検診を受診するよう、郡上市議会においても昨年特定健診の受診向上を目指す宣言の決議を行いました。平成20年度に国民健康保険を初めとする全ての保険者に、特定健診並びに特定保健指導の実施が義務づけられ、ことしで5年目を迎えています。

今年度、国においては、この5年間の実施状況を評価し、平成25年度以降の取り組みに対する指針が策定されました。内容は、全体目標では、これまでと同じ特定健診の受診率では70%、特定保健指導の実施率では45%とされていますが、国民健康保険については、特定健診の受診率では従来の65%が60%に下げられ、特定保健指導の実施率では従来の45%が60%に引き上げられています。

国民健康保険は被用者保険と異なり、その加入者が自営業者からサラリーマンに至るまでの多様であり、なかなか事業所の従業員のようにな周知徹底することが難しいことから、受診率の向上が望めないということで、目標も引き下げられたと思ひますが。現時点での受診率の状況とその推移は、国、県、郡上市でどのような実態にあるのでしょうか。お聞きしたいと思ひます。

○議長(清水敏夫君) 答弁を求めます。

健康福祉部長 布田孝文君。

○健康福祉部長(布田孝文君) それでは、特定健診の受診率ということでの質問でございましたが。

特定健診、受診率だけが目的じゃなくて健康にするための一つの指標としてあるということです、よろしくお願いいたします。

実は、その質問をいただきまして、郡上市の健診率がちょっと伸びておったもんですから、口で数字を並べるよりはグラフのほうがわかりやすいと思って簡単なグラフをつくってまいりました。済いません、小さいわけですけども。

平成20年から特定健診始まっておりますので、23年までの数字であります。上がパーセンテージになっております。この黒いもの、これは実は国の全国平均、全国の数字です。平成20年が30.9%、全国でしたが、21年は31.4、22年が32%ということで、まだ23年の数字は全国は出しておりませんので、大体見ていただくと31%から32%というところであります。

黄色は、岐阜県の数字であります。平成20年が35.1%、21年も同じ35.1%、22年は若干減って34.5、平成23年度は35.1と、岐阜県の場合はほとんど35%ということであります。

ちょっと赤っぽい、茶色っぽい数字が、実は郡上市の数字であります。平成20年が43.5%、21年が45.6%、22年が48.7%、23年、去年は51.2%ということで、皆様方の、市民の方の健康に対する意識が非常に高まったということと、それから母子推進員の方でありますとか、もちろん議会の皆様も決議をしていただきましたし、非常に関心が高まったおかげで50%を超えました。

しかしながら、今お話がありましたように、国の言う目標は65%は60%になりましたけども、まだまだその60%には追いついておりませんけども、全国、県それから市の受診率の変化といえますか、についてはこのような状況でありますので、よろしくお願いいたします。

(4 番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 田代はつ江君。

○4 番（田代はつ江君） 郡上市のテレビ等でも特定健診のことを進められたりとか、皆さんの関心が高まっている証拠で、ほんとに大変いい結果でありがたいと思っておりますけども。

さきの市長とのふれあい懇談会においても、医療費の高騰と国保財政の問題について資料が示され、市長みずからがその切実さを語ってみえましたが。国保が抛出した医療費は、平成20年から23年度の4年間の平均で31億円を超えるという大変大きな金額となっていることは皆さんご承知のとおりです。

これは、市長とのふれあい懇談会で資料として提出されましたもんですけども。郡上市が払っている医療費は、総額95.8億円で、それを1日に換算すると約2,600万円という、そういうすごい莫大なお金になっていることも、このあれを見てよくわかりましたけれども、大変な医療費が払われているわけであります。

しかし、今、健康福祉部長がおっしゃったように、その反面、個人の健康については、医療機関や関係者の方々の努力また市民の健康意識の高さから健康寿命が延びていることも事実です。

そこで、市民の皆様のさらなる健康意識の向上のために、現在郡上市ではどのような健康増進の活動が行われているのか。市民の皆様が、ぜひ私も参加しよう、やってみようと思うような事例があれば御紹介ください。

○議長（清水敏夫君） 健康福祉部長 布田孝文君。

○健康福祉部長（布田孝文君） まず、健康の増進ということでありますけれども。その前の今の特定健診の話にまた戻りますけれども、関連しておりますけれども。

市民の方々に、健康づくりとか特定健診をお願いする機会っていうのは、これから実は始まります、特に。つまり、1月、2月、3月っていうのは、いろんな自治会がそれぞれ自治会の組織編成とかありまして、いろんな役員会とかあります。今までもそういう場所に保健師等が参加さしていただきましていろいろお話をさしていただいておりますので、それも一つのきっかけとして、これからもし要請があれば、我々はどんだけでも出かけていきたいと思いますので、声をかけていただきたいなと一つは思っております。

それから、健康づくりについては健康課それから高齢福祉課のほうでもいろんな事業をしております。また、ある意味では教育委員会のほうのスポート、これも健康づくりのほうの一環であろうかと思っております。

きょうは、2つほどちょっと御紹介だけをさしていただきたいなというふうに思っております。

一つは、これは、これも教育委員会との社会活動との一つでやっておりますけれども、はなまる健康講座という、初めてお聞きになる方もみえるかもしれませんけれども。はなまる健康講座という講座をやっております。これは、日々の自分の食事でありますとか運動について振り返っていただいて、自分に合った生活習慣を身につけていただくための講座ということでやっております。2回をワンセットにして4回実施をしておりますけれども、参加された皆様のお言葉の中に、「私の家の食事のバランスがようわかったわ」とか、それから、夫のメタボの解消のために自分は参加したわけではありますが、家でこの講座の内容を夫に話したら、夫も一緒になって運動を始めたとか。それから、「子どもの偏食予防に大変役立った」と、こういうような声をいただいております。

それから、高齢者の方を対象に高齢者の方の運動教室を行っております。これは、介護保険の申請の一つの理由でもあるわけですがけれども、お年をとるとやっぱり足腰が弱ることがございますけれども。この足腰の弱りを予防するためということで、65歳以上の方を対象に運動教室を行っております。3カ月コースということでありまして。市内で8カ所、週に1回、23年度延べ1,600人ほどの方が参加されました。

やはり、この教室に参加された方のお声を聞きますと、「家での階段の上り下りが大変楽になった」とか、「散歩の距離が大変長くなった」とか、「膝の痛みは楽になったわい」そんなような声もお聞きしておりますし。また、皆さんと一緒に参加するということで、「みんなと会えるのがと

っても楽しみや」とか、「大笑いができるわ」と、そんな言葉を皆さんからいただいております。その教室を卒業された後に、それぞれ自主的に、また自分たちが自主運動グループということで健康教室を自分たちがやってみえます。これらの活動には、延べですが1万2,000人、23年度も参加をされております。

これ、今お話しした2つは、健康課とか高齢福祉課が主催をしとる教室とか講座でありますけれども、それ以外にシニアクラブの方々は、自分たちで軽スポーツでありますとかそれから歩け歩け運動でありますとか、また町内の至るところでは朝早く起きてラジオ体操やってみえとか、それぞれ皆さんが自分の健康と生きがいということでいろいろ工夫をして健康づくりに励んでおられると思います。

きょうは2つしか御紹介できませんでしたが、これからもいろんな講座等をPRさせていただきますので、ぜひ参加をしていただきたいなというふうに思っております。

(4番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 田代はつ江君。

○4番（田代はつ江君） 私の家でも特定健診の結果を踏まえて、はなまる講座には入っておりませんけれども、食事の改善ということで大変成果を上げてまいりました。

最後に、特定健診や特定保健指導の重要性について、例えば糖尿病が悪化し重症化するとどのような合併症があらわれるのか。また、そしてそうならないためには、特定健診や特定保健指導を受けることはどのような意義があるのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 健康福祉部長 布田孝文君。

○健康福祉部長（布田孝文君） 自分のことを言っていいたかかわりませんが、実は、私、1年前と比べると7キロほど痩せました、努力をして。そうしましたら、肝脂肪がなくなったっていうふうに病院で健診で言われました。ですから、やっぱりある程度はスポーツをしながら、若干食事を気をつけるのが大事ななというふうに思います。

それで、なぜその話をしたかという、特定健診はメタボリックシンドロームというようなことのいわゆる生活習慣病の早期の予防とか改善をするための健診ということであります。

今お話にありましたように、生活習慣病の中で、特に糖尿病の例をとりますと。糖尿病は3大合併症と言われておりまして、例えばですが、足の指先の血液の循環が非常に悪くなるとか、そのことが末梢神経障がいになるとか、それから視力が落ちて見えにくくなることによつての網膜症でありますとか、腎臓の働きが悪くなる腎症等々が言われております。これ、全て生活習慣病の中の糖尿病ということになろうかというふうに思っております。

平成23年3月から24年2月、国保の加入者の方で、いわゆる生活習慣病による受診者の方ですが、被保険者の1万3,000人ほどのうちの約5,400人、42%の方はやっぱりその形で受診をされて

おります。この生活習慣病の予防のポイントは、早期の予防と重症化の予防であります。この特定健診とか特定保健指導のきっかけに、自分自身の健康を考えていただくことが大事でありますけども、一人一人が健康づくりへの関心を深めていただきまして、よりより健康的な生活をしていただきたいというふうに思いますし、また我々行政もそのことに努力をしていきたいと思います。

また、結果的に、先ほどお話がありましたように、医療費の関係。重症化しなければ、医療費のほうも下がってくることはなかなかないかもしれませんが、膨大にふえていくということを抑えられるんじゃないかというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(4 番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 田代はつ江君。

○4 番（田代はつ江君） ありがとうございます。

だいぶ時間も残しましたが、もう最後ということで皆さんもお疲れのようですので、これで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（清水敏夫君） 以上で田代はつ江君の質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（清水敏夫君） これをもちまして、本日の日程は全て終了をいたしました。

本日は、これで散会をいたします。議員各位並びに市長を初め執行部の幹部の皆さん、長時間にわたり御苦労さまでした。また、傍聴に来ていただきましてありがとうございました。これからもよろしくお願いいたします。御苦労さまでした。

(午後 3 時 4 1 分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 清 水 敏 夫

郡上市議会副議長 武 藤 忠 樹

郡上市議会議員 美谷添 生

郡上市議会議員 田 中 康 久